

平成25年度政府予算提言・要望等について

岩手県では、平成25年度政府予算編成に向けた要望活動を行うため、東日本大震災津波に関する要望として24項目、それ以外の提言・要望として30項目を要望書としてとりまとめました。  
7月31日に知事が上京し、関係省庁に対し要望書を手渡すこととしています。

1 東日本大震災津波に関する要望(震災分):24項目

項目番号	要望項目	区分
横断的事項	1 復興特区制度の柔軟な運用	
	2 地方の創意工夫を発揮するための「復興交付金」の柔軟な運用等	
	3 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保	
	4 被災地復興のための人的支援	
「安全の確保」	5 災害廃棄物(がれき)等の処理に向けた支援等	
	6 災害復旧事業の制度改善等	
	7 地域の実態に即した復興まちづくりの推進	
	8 復興事業としての社会資本整備等の促進	
	9 「復興枠」等、別枠での予算確保による復興の着実な推進及び地方負担に対する軽減措置	新規
	10 鉄道の早期全面復旧に向けた国の全面的な支援	
	11 いわて花巻空港と名古屋圏を結ぶ航空路線の維持・拡充に向けた国の全面的な支援	新規
	12 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援	
	13 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化	
「暮らし」の再建	14 被災者の生活再建に対する支援	
	15 被災した事業者・労働者・離職者等への総合的な就業支援	
	16 医療施設や社会福祉施設等の復旧・復興に向けた支援及び継続的な人的支援	
	17 文教環境の復旧・復興支援	
「なりわい」の再生	18 農林水産業の復旧・復興支援	
	19 被災企業等への支援策の拡充	
	20 「産業再生特区」等による産業集積支援	
	21 いわて三陸国際海洋研究拠点の構築	新規
	22 岩手県沿岸地域への国際的防災研究拠点の構築	新規
	23 国際リニアコライダー(ILC)の誘致	新規
	24 観光振興に向けた支援策の拡充	

2 平成25年度政府予算提言・要望(通常分):30項目

項目番号	提言・要望項目	区分
1	地方の税財源の確保・充実について	
2	デジタル・ディバイドの解消について	
3	JR岩泉線の早期復旧に係る国の全面的な支援について	新規
4	第71回国民体育大会開催に係る支援について	新規
5	新しい公共に係る支援の継続について	新規
6	北上川の清流化確保対策について	
7	地方消費者行政に係る国の財政支援の継続・拡充について	新規
8	地域医療再生のための総合的な政策の確立について	
9	医師確保等人材の育成支援について	
10	地域医療確保に必要な財政支援の拡充等について	
11	少子化対策の推進について	
12	自殺対策の充実について	新規
13	診療報酬の改定について	
14	病院事業に係る地方財政措置拡充について	
15	地方と中国の交流を促進するための環境の整備について	
16	農林水産業における「担い手育成」と「産地づくり」について	
17	野生鳥獣対策の拡充について	新規
18	農地・森林・水産基盤の整備及び保全について	
19	農林水産業分野に関する国際貿易交渉等について	
20	道路整備事業の促進について	
21	港湾・海岸整備事業の促進について	
22	河川・砂防施設整備事業の促進について	
23	ダム建設事業の促進について	
24	地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について	
25	浄化槽整備事業の推進について	
26	農業集落排水施設の災害復旧事業における補助の拡大について	
27	高校授業料無償化の継続及び拡充について	新規
28	新たな定数改善計画の策定について	
29	公立学校施設の耐震化推進に係る支援措置の拡充について	
30	日本列島北部の文化に関する研究機関の設置について	

# 東日本大震災津波に関する要望書

【留意事項】

要望日までの間に、状況に応じ内容を一部修正する可能性がありますので、ご了承ください。

平成24年7月31日

岩手県知事 達増拓也

# 東日本大震災津波に関する要望項目

## 【重点要望項目】

### I 横断的事項

- 1 復興特区制度の柔軟な運用 ..... 2  
(全省庁)
- 2 地方の創意工夫を発揮するための「復興交付金」の柔軟な運用等 .. 2  
(復興庁)
- 3 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保 ... 3  
(総務省)
- 4 被災地復興のための人的支援 ..... 3  
(全省庁)

### II 「安全」の確保

- 5 災害廃棄物(がれき)等の処理に向けた支援等 ..... 4  
(環境省)
- 6 災害復旧事業の制度改善等 ..... 4  
(国土交通省)
- 7 地域の実態に即した復興まちづくりの推進 ..... 4  
(国土交通省)
- 8 復興事業としての社会資本整備等の促進 ..... 5  
(国土交通省・総務省)
- 9 「復興枠」等、別枠での予算確保による復興の着実な推進及び地方負担に対する軽減措置... 6  
(国土交通省・総務省)
- 10 鉄道の早期復旧に向けた国の全面的な支援 ..... 7  
(国土交通省)
- 11 いわて花巻空港と名古屋圏を結ぶ航空路線の維持・拡充に向けた国の全面的な支援 .. 8  
(国土交通省)
- 12 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援 ..... 8  
(経済産業省)
- 13 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化 ..... 8  
(全省庁)

### Ⅲ 「暮らし」の再建

14 被災者の生活再建に対する支援	9
(内閣府・厚生労働省・国土交通省・総務省・復興庁)	
15 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援	10
(厚生労働省)	
16 医療施設や社会福祉施設等の復旧・復興に向けた支援及び継続的な人的支援	10
(厚生労働省)	
17 文教環境の復旧・復興支援	11
(文部科学省・復興庁)	

### Ⅳ 「なりわい」の再生

18 農林水産業の復旧・復興支援	12
(文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省)	
19 被災企業等への支援策の拡充	16
(経済産業省)	
20 「産業再生特区」等による産業集積支援	17
(復興庁・経済産業省)	
21 いわて三陸国際海洋研究拠点の構築	17
(内閣府・文部科学省・経済産業省・国土交通省・環境省)	
22 岩手県沿岸地域への国際的防災研究拠点の構築	18
(文部科学省・国土交通省)	
23 国際リニアコライダー(ILC)の誘致	18
(文部科学省・復興庁・内閣府・経済産業省・国土交通省)	
24 観光復興に向けた支援策の拡充	18
(国土交通省)	

#### 【要望項目】

省庁別要望項目	19
内閣府	19
警察庁	19
消費者庁	19
復興庁	19
総務省	19
財務省	21
文部科学省	21
厚生労働省	23
農林水産省	25
経済産業省	27
国土交通省	28
環境省	30

# 東日本大震災津波に関する要望書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波から1年以上が経過し、沿岸地域をはじめ県民が一丸となって復旧・復興に向けて取り組んでいるところですが、その被害の爪跡は、今もなお、被災地に色濃く残されている状況にあります。

本県においては、沿岸地域を中心に、現時点（6月6日現在）で、死者 4,671人、行方不明者 1,218人、家屋の流失・倒壊等、家屋被害も2万4千棟を超えており、被災地の方々にあっては、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として、厳しい状況に置かれております。

このような中、本県では、発災以来、国や関係市町村、さらには全国の皆様からのご支援とご協力のもと、計12次にわたる補正予算を編成するとともに、昨年8月に策定した「岩手県東日本大震災津波復興計画」に基づく取組を進めてきたところであり、「復興元年」となる平成24年度においても、過去最大規模となる当初予算を確保し、復旧・復興に向けた取組を力強く推進していくこととしておりますが、本県及び沿岸地域は、経済的にも財政的にも脆弱な地域であり、甚大な被害を受けた被災地では、引き続き国等の強力な支援が必要であります。

国におかれましては、平成23年度の補正予算措置や「東日本大震災復興基本法」等の制定、さらには復興庁の設置など、被災地の復興に向けてご尽力いただいているところですが、平成25年度政府予算の概算要求に向け、国費による充実した支援と地方負担も含む復興財源を確保し、引き続き、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興対策に、全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

## 【重点要望項目】

### I 横断的事項

#### 1 復興特区制度の柔軟な運用（全省庁）

被災地域における迅速かつ着実な復興の実現に向けて、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効な活用を図るため、復興特区制度の柔軟な運用を図るとともに、現在、各種復興の取組にマンパワーを重点化させている関係市町村の事務負担をさらに大きくしないために、計画作成に係る事務手続の簡素化等を図ること

#### 2 地方の創意工夫を発揮するための「復興交付金」の柔軟な運用等（復興庁）

地方公共団体がその地域の特性に即して、自主的かつ主体的に実施する復興のための地域づくりに関する事業を推進することを目的として交付する「復興交付金」の趣旨を踏まえ、地方が創意工夫を発揮して事業を実施することができるよう、復興交付金等の柔軟な制度運用について留意すること

- (1) 被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興が完了するまでの間、復興交付金事業の確実な予算措置を図ること
- (2) 復興のための事業は単年度で終わるものではないことから、事業ごとの総交付額を一括して交付するとともに、資材高騰等による事業費の増額に対応できる予算を確保すること
- (3) 基幹事業と関連し、復興のためのハード・ソフト事業を実施可能とする用途の自由度の高い資金として創設された効果促進事業について、その趣旨を踏まえ、地方の創意工夫による復興事業が確実に実施できるよう、柔軟な運用を図ること
- (4) 復興関連事業の実施には多大な事業費が必要であるが、復興交付金は基幹事業として5省40事業が交付対象とされており、県が復興計画で掲げる全ての復興事業が対象となっていないことから、復興交付金の交付対象外の復興事業についても、着実な事業

実施が図られるよう、復興が完了するまでの間、「社会資本整備総合交付金（復興）」等により確実な予算措置を図ること

(5) 「社会資本整備総合交付金（復興）」に係る地方負担に対する財政措置等について、平成 25 年度以降も、復興が完了するまでの間、「復興交付金」と同等の財政支援を講じること

(6) 被災市町村においては、現在、復旧・復興のさまざまな取組にマンパワーを重点化させているところであり、それら市町村の事務負担をさらに大きくしないためにも、計画作成に係る事務手続の簡素化等を図ること

### **3 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保（総務省）**

今後の復興を円滑に進めるためには、復旧から復興へと移行しつつある中で、被災地の財政需要の変化を的確に捉え、復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保を継続的に図ることが不可欠である。

本県においては、平成 25 年度以降、県の復興実施計画に掲げる大規模な復興事業等の本格着手が見込まれるが、こうした事業等の地方負担分についても確実に財源措置を図ること

また、被災施設の再建に係る用地確保が困難等の理由により、復旧事業に着手できない事例も生じているが、こうした事業の地方負担分の算定については、被災地の実情を踏まえたものとする

さらに、昨年度創設された「取崩し型復興基金」は、被災地域の復興の状況に応じてきめ細かに対処できる資金として有益であり、今後具体化が進む被災地域のまちづくりに応じた住民生活の安定や地域経済の振興に向けた事業に活用できるよう、追加的な財源措置を行うこと

### **4 被災地復興のための人的支援（全省庁）**

復興事業を迅速かつ着実に行うためには、被災地のまちづくりや災害公営住宅の建設等ハード事業を担う技術者、被災者の心身の健康を守る保健活動等ソフト事業を担う人材など、各分野において専門的知識を有するマンパワーが必要となることから、国等の関係機関による継続した人的支援とその強化を行うこと

## Ⅱ 「安全」の確保

### 5 災害廃棄物（がれき）等の処理に向けた支援等（環境省）

- (1) 本県の災害廃棄物は、柱材・角材が当初の推計を大きく下回る一方で、土砂分や津波堆積物などの不燃系廃棄物が著しく当初の推計を上回る見通しであることから、復興資材としての積極的な利用について環境の整備を図ること
- (2) 復興資材として利用できない災害廃棄物、事故由来放射性物質に汚染された農林業系副産物等の放射性廃棄物が多量に発生しており、さらに今後除染によって生じる廃棄物の大量発生が見込まれている。今後、国の方針に従い、既存の最終処分場で処分した場合に、その残余容量の逼迫が想定されることから、最終処分場の拡張及や新設等への財政的支援を強化すること
- (3) 不燃系廃棄物の復興資材としての利用、最終処分場の確保及び広域処理について、関係機関等の強力なコーディネートを行うこと

### 6 災害復旧事業の制度改善等（国土交通省）

防潮堤や水門等の大規模施設の災害復旧事業における設計変更等の要件緩和や事務手続の簡素化等の見直しを行うとともに、事業の実施にあたっては、被害状況や復興計画等を踏まえて複数年度にわたる予算執行を可能とするなど、県、市町村の意向を最大限尊重した柔軟な運用を行うこと

### 7 地域の実態に即した復興まちづくりの推進（国土交通省）

- (1) 復興まちづくりの推進に向けて、津波復興拠点整備事業の1市町村あたり対象地区数(2地区)及び面積要件(1地区あたり20ha)の緩和など、復興事業等の更なる拡充を図るとともに、人材面も含めた全面的な支援と財政措置を講じること

また、平成23年度第3次補正予算において、防災集団移転促進事業や都市再生区画整理事業等の復興事業について、地方負担分が、震災復興特別交付税により全額措置される「東日本大震災復

興交付金」が創設されたが、被災地の復興が完了するまでの間、全面的な財政措置を講じること

(2) 東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業以外の復旧・復興事業についても、土地利用規制等にかかる各種手続の簡素化を図ること

(3) 事業用地の円滑な確保に向けた特例措置

ア 所有者不明土地の特別措置

所有者が不明である土地については、東日本大震災特別区域法において、実施主体による測量又は調査のための立入りや、筆界特定の申請など、一定の措置が講じられたところであるが、権利取得には多大な手続と時間を要するとともに、所有者や相続人の調査を十分尽くしてもなお、その所在が不明な土地が多数見込まれるなど、復旧・復興事業の支障となることから、財産価値の保全義務とともに使用許可、処分権限等を市町村に付与して、市町村が適切に管理を行えるなどの特別措置を講じること

イ 土地収用手続の迅速化等

復旧・復興事業の円滑な推進のためには、早急な事業用地の確保が必要であることから、土地収用法に規定する各種手続において、みなし・準用規定の拡大等を図るとともに、迅速に事業者収用権が付与されるよう認定要件の緩和などの特例措置を講じることにより、権利取得までに要する期間の短縮を図ること

## 8 復興事業としての社会資本整備等の促進（国土交通省・総務省）

(1) 「復興道路等」の早期完成

三陸沿岸道路、東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の復興道路等について、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進めるとともに、県の復興計画期間である平成30年度までに全線開通すること

(2) 津波対策のための防災施設等の復旧・整備

多重防災型まちづくりの基礎となる湾口防波堤や防潮堤等の防災施設並びに静穏度確保のための防波堤等の港湾施設を早期に復旧・整備すること

釜石港、大船渡港の湾口防波堤については、平成 27 年度末までの復旧完了の見通しが示されたところであるが、久慈港湾口防波堤及び宮古港竜神崎防波堤についても、事業期間を前倒しのうえ、早期完成を図ること

加えて、市町村の復興まちづくりと一体となって県が実施する防潮堤、河川堤防等の津波対策施設のかさ上げや新設、水門の遠隔化等について、平成 25 年度以降も平成 23 年度第 3 次補正予算と同等の全面的な財政措置を講じること

### (3) 国営メモリアル公園の整備

東日本大震災津波の記憶を未来に語り継ぎ、津波防災の文化を全国に発信する拠点としてのメモリアル公園のあり方等について、早期に調査・検討を進めたうえで、東日本大震災津波により壊滅的な被害を受け、被災地の復興の象徴として最も相応しい「陸前高田市高田松原地区」に国営メモリアル公園を整備すること

## 9 「復興枠」等、別枠での予算確保による復興の着実な推進及び地方負担に対する軽減措置（国土交通省・総務省）

### (1) 直轄事業の着実な推進と地方負担に対する支援措置

復興が完了するまでの間「復興枠」として安定した予算を確保するとともに、直轄事業を強力に推進するための体制強化を行うこと

併せて、直轄事業の地方負担について、平成 25 年度以降も平成 23 年度第 3 次補正予算と同等の全面的な財政措置を講じること、又は直轄事業負担金制度を廃止すること

### (2) 「復興枠」の確保等による社会資本整備費の重点投資

被災地の早期復興に向けて、引き続き、「復興枠」の確保等により被災地に社会資本整備費を重点投資するとともに、被災した県及び市町村が実施する社会資本整備総合交付金等の交付率等の引上げ、補助対象の拡充等を行うこと

併せて、復興事業等に対する社会資本整備総合交付金等の地方負担について、平成 25 年度以降も平成 23 年度第 3 次補正予算と同等の全面的な財政措置を講じること

(3) 道路事業における「社会資本整備総合交付金（復興）」の予算枠の拡大及び制度の継続

災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築に向けて、被災地域と内陸部の避難先や後方支援拠点基地等を結ぶ「復興支援道路」の整備及び三陸沿岸地域の防災拠点へのアクセス道路等である「復興関連道路」の整備を、「社会資本整備総合交付金（復興）」で採択するとともに、道路事業における「社会資本整備総合交付金（復興）」の予算枠を拡大し、復興事業が完了するまで制度を継続すること

(4) 港湾施設の早期復旧・整備に向けた支援

広範囲かつ甚大に被災した港湾施設等の早期復旧・整備に向けて、国庫補助・社会資本整備総合交付金等の補助率の引上げ、社会資本整備総合交付金（復興）の対象事業の拡充、交付税措置による地方負担の軽減を図ること

## 10 鉄道の早期復旧に向けた国の全面的な支援（国土交通省・総務省）

J R 山田線・大船渡線及び三陸鉄道は、安全で確実な公共交通機関として、地域住民の、特に交通弱者である高齢者や通学生の日常生活にとって極めて重要な路線であるとともに、観光路線として、欠かすことができない貴重な交通手段となっていることから、一体的に整備すること

(1) J R 線の復旧に係る支援制度の創設及び特例措置の実施

J R 山田線・大船渡線の早期復旧のため、東日本旅客鉄道㈱の過大な負担とならない、かつ、県及び市町村の負担のない国による新たな支援制度を創設すること

また、市町村が避難路を整備するに当たり、踏切の増設が可能となるよう、特例的な措置を講じること

(2) 三陸鉄道の復旧に対する財政支援

三陸鉄道の全線復旧は、平成 26 年 4 月を予定しており、それまでの間引き続き、財政支援措置（国庫補助、県及び市町村負担に対する震災復興特別交付税措置）を講じること

## 11 いわて花巻空港と名古屋圏を結ぶ航空路線の維持・拡充に向けた国の全面的な支援（国土交通省）

本県と名古屋圏とは、自動車関連産業など経済的な結びつきが強く、平成23年5月からFDA（フジドリームエアラインズ）によって両地域を結んでいる「いわて花巻～名古屋小牧路線」は、本県の経済・産業面での回復や、世界遺産に登録された平泉をはじめとする本県の観光振興にも大変寄与しており、震災からの復興に関して非常に重要なものであることから、引き続き、当該路線の維持・拡充に向けて、特別な配慮を行うこと

## 12 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援（経済産業省）

東日本大震災津波による発電所の被害などにより電力不足が深刻化していることから、地域に賦存する再生可能エネルギーを活用した自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に取り組むこと

- (1) 風力発電のポテンシャルが集中している北海道・北東北地域への再生可能エネルギーの導入に向けて、電気事業者間の電力融通や周波数の異なる50/60ヘルツ間の融通拡大などの全国的な電力系統の一体的運用の推進を図るとともに、大量導入の際に送電容量不足等により電力系統への接続ができないなどの事態を回避するため、電力系統の増強のための支援措置を講ずること
- (2) 災害にも対応できる自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に向けて、非常時において地域内での需給バランスの確保を確立するための技術検証や非常時における送配電網の活用を可能とするよう、送配電部門の中立性確保など、電力制度の抜本的な改革を行うとともに、体制整備に必要な財政支援措置を講ずること
- (3) 現在、見直しが検討されているエネルギー基本計画においては、再生可能エネルギーの導入を我が国のエネルギー政策の主要な柱とし、その目標達成に向けて、更なる施策の充実を図ること

## 13 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化（全省庁）

- (1) 放射線の測定及び汚染対策については、本来国の責任において実施するべきものであり、県及び市町村の負担とならないように、全面的な対応を講ずること

- (2) 今後新たに国民生活に影響を与えるような事案が発生しないよう、放射線の影響に係る対策について、遺漏がないか十分な点検を行い、必要な対応を行うとともに、円滑な除染実施について、住民の不安払拭に向けたきめ細かな説明を行うなど、国がリーダーシップを発揮し責任をもって行うこと
- (3) 事故由来放射性物質に汚染された廃棄物を既存施設により処理することに伴い必要となる経費や最終処分場の拡張及び新設等への財政的支援を強化するとともに、必要資材の安定供給に努めること
- (4) 国民の安全・安心の確保のため、放射線の人体への影響に係るリスクや健康影響調査の実施に関する基準を明確にするとともに、国民へ分かりやすく周知すること
- (5) 具体的に生じた損害のみならず風評被害による損害についても、責任をもって賠償等が行われるよう必要な措置を講じること

### Ⅲ 「暮らし」の再建

#### 14 被災者の生活再建に対する支援（内閣府・厚生労働省・国土交通省・総務省・復興庁）

- (1) 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と手厚い支援  
買取りによる応急仮設住宅に係る維持経費や応急仮設住宅団地内の生活環境整備に要する経費について、災害救助法に基づく救助の適用範囲とするなど、救助に要する経費の全てを対象とするとともに、全額国庫負担による支援を行うこと  
さらに、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供与期間が1年間延長されたところであるが、必要に応じてさらに延長する措置を講じること
- (2) 被災者生活再建支援制度の拡充  
広範囲にわたる甚大な被災状況に鑑み、被災者の住宅再建が十分に図られる支援額に拡充するとともに、半壊世帯も対象とするなど支援範囲を拡大すること

(3) 個人の二重債務解消に向けた支援

個人の住宅ローン等に係る二重債務問題については、その返済や新たな借り入れが困難な状況であり、被災者の生活再建に大きな障害となっていることから、その早期解決に向け、国による積極的な支援を行うこと

(4) 住宅確保に向けた対策

被災市町村の復興状況に応じた災害公営住宅の建設や宅地の復旧、造成、提供等を実施するため、引き続き、国による人的・技術的支援を行うこと

また、被災住宅の再建や修繕が十分に図られるよう、被災者生活再建支援制度における支援範囲の拡大等に加え、復興基金の更なる拡充を図ること

**15 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援（厚生労働省）**

「雇用復興推進事業」の実施について、より実効性のある事業とするため、事業期間・対象者の要件緩和を図ること

また、緊急雇用創出事業臨時特例交付金の事業期間の延長措置を講じること

**16 医療施設や社会福祉施設等の復旧・復興に向けた支援及び継続的な人的支援（厚生労働省）**

(1) 医療施設の復旧・復興及び診療継続に対する支援

被災した医療提供施設における、復旧・復興に向けた施設・設備の整備について、地域医療再生基金の設置期間の延長を図り、柔軟な活用ができる取扱いとするとともに、復興計画期間を通じて十分な財政措置を講じること

また、地域の医療機関の機能回復に向け、長期的かつ継続的に医師や看護師等の医療スタッフを派遣するとともに、派遣に要する経費に対して十分な支援を行うこと

(2) 社会福祉施設等の災害復旧に対する支援

被災した社会福祉施設及び介護保険施設等における災害復旧事業について、被災地における復興計画等を考慮し、新たなまちづ

くりの中で施設等を復旧するには期間を要することが見込まれることから、補助事業の実施期間の延長―や津波被害に伴う施設の移転等に対する被災地の実情に応じた弾力的な運用を図ること

また、これらの施設運営等に従事する介護職員等の専門職員が、十分な期間継続して派遣されるよう手厚い支援を行うこと

(3) 基金を活用した取組に対する継続的な支援

震災からの復旧・復興に向けた取組みを継続して実施していくために、安心こども基金、障害者自立支援対策臨時特例基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）について、中長期にわたる制度として、安定した財源の確保を図ること

## 17 文教環境の復旧・復興支援（文部科学省・復興庁）

(1) 学校・公立文教施設の復旧整備

津波浸水区域にある学校施設及び学区内の被災状況から新築移転復旧する必要がある学校施設については、全て国庫補助対象とするとともに、その整備に当たっては、地方の超過負担が生じないように、適切な財政支援措置を講じること

また、公立社会教育施設の災害復旧にかかる財政支援措置を継続して実施すること

併せて、原形復旧に当たらない防災機能の強化、及び震災に起因する学校統合のための新築については、復興交付金制度等を継続して活用できるようにするとともに、仮設校舎等に係る用地のリース料についても、当該制度等を活用できるようにすること

(2) 児童生徒の心のサポートに対する支援

被災により心にダメージを受けた児童生徒の心のサポートについては、中長期的な取組が必要であることから、引き続きスクールカウンセラー（臨床心理士）等の派遣等に要する経費の全面的な財政支援を継続すること

(3) 復興教育の取組への支援

郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育てる復興教育の考え方に基づいた教育活動を全県で進めていくために、引き続き各学校の取組推進に要する経費の財政支援を継続すること

(4) 教職員の確保等

児童生徒数の変動に対する教職員定数の弾力化と復興に向けた教職員の中・長期的な加配措置を継続して講じること

(5) 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への人的・財政的支援の拡充

復興事業に伴う埋蔵文化財調査について、発掘調査面積が大幅に増加する見込みであることから、人的支援を拡充すること

また、現行の埋蔵文化財緊急調査事業では、調査量の増大に伴い被災市町村及び県の財政的負担も増加することに鑑み、復興交付金制度を継続して活用できるようにすること

## IV 「なりわい」の再生

### 18 農林水産業の復旧・復興支援（文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省）

生産者をはじめ、農林水産業に関連する加工業者等を含めたすべての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に従事できるよう、地域の復興状況に対応した支援を継続するとともに、次の追加措置を講じること

(1) 地域の基幹産業である水産業の復旧・復興支援

ア 漁業と流通・加工業の一体的な再生

(ア) 生産量の回復など水産業の早期復興を図るため、地域に必要な施設等を確実に整備できるよう、現行の高率補助による支援を継続すること

(イ) 水産業の復興を担う生産者を確保・育成するため、若青年漁業者の育成や新規就業者の確保、漁業・養殖業の経営再開・安定化に向けた支援を継続、強化すること

(ウ) 水産業再生の中核となる漁協や水産加工協など関係団体の事業推進機能の回復・強化や、防災対策の充実を図るため、移転を含めた事務所の本格的な新設整備への支援を行うこと

(エ) 水産業を支える流通・加工業者の事業再開を促進するため、施設等の復旧・整備への支援を継続するとともに、販路を再度確保するための取組を強力的に支援すること

(カ) 漁業生産の再開には、漁船や漁業資材の早期確保が重要であることから、造船メーカー等製造元に対して供給体制の増強を図るよう強く働きかけること

イ 漁港等の復旧・整備

漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の早急な復旧に向けた全面的な支援を行うこと

(ア) 地域づくりの方向性との整合を図りつつ、津波シミュレーションに基づき地方公共団体が決定した海岸保全施設の新設について、激甚災害指定に伴う特別の財政援助によりかさ上げされた災害復旧事業の補助率と同等の補助率となる補助事業を創設すること

(イ) 災害復旧事業について、事業期間の延長など更なる要件緩和や柔軟な運用、事務手続の簡素化等を図ること

ウ 水産業の早期復興に向けた人的支援

漁港施設等の復旧工事や被災漁業者等への支援を迅速かつ的確に実施するため、国等の関係機関による技術者等の派遣を継続するとともに、その増員を図ること

(2) 農業・農村の復旧・復興支援

ア 農業生産基盤の早期復旧と新たな農村づくりに向けた支援措置の充実

(ア) 災害復旧事業における計画変更等の要件緩和や、しゅん工認定等の事務手続きの簡素化を図ること

(イ) 農地海岸保全施設の復旧に向けた事業の施行に要する測量・設計や用地調査等の費用を全額補助対象とすること

イ 復興のモデルとなる園芸団地への支援

園芸のモデル団地形成に取り組むために必要な東日本大震災農業生産対策交付金の予算を確保すること

ウ 農業・農村の早期復旧・復興に向けた人的支援

農業生産基盤等の復旧工事や新たな農村づくりに向けた復興事業等を着実に推進するためには、他県職員等の応援が引き続き必要であることから、その調整に向けた支援を継続すること

(3) 防潮林等の復旧・整備

ア 防潮林の復旧・整備への支援

がれきの撤去後や、海岸保全施設の復旧・整備後でなければ着手することができない防潮林について、平成 25 年度以降についても、引き続き、植栽に係る特別交付税措置を講じること

イ 森林組合の機能回復等への支援

森林・林業再生プランの中核的担い手となる森林組合の事業推進機能の早期回復・強化を図るため、事務所の整備への支援を行うこと

(4) 被災農林漁業者の二重債務問題の解消

被災農林漁業者等が、不安なく農林漁業の再生に取り組めるよう、既往債務を借り換える際の条件を緩和するなど、二重債務解消のための特別な措置を講じること

(5) 原子力発電所事故による農林水産被害等への対応

ア 畜産農家の経営安定対策等

(ア) 国の責任による肉用牛の放射性物質の全頭検査体制を確立すること

(イ) 検査実施に要する経費の全面的な支援を行うこと

(ウ) 放射性物質による牧草地の汚染に伴い、必要となる代替飼料を十分に確保すること

(エ) 牧草地の除染を早期に実施するため、平成 24 年度東日本大震災農業生産対策交付金の予算額を拡大するとともに、全ての除染が終了するまで予算措置を継続すること

(オ) 放射性物質により汚染され利用できなくなった農業系廃棄物の処分について、国が責任をもって、焼却等の最終処理に向けた一時保管と併せて減容化などの前処理を行う施設を整備すること

イ 原木しいたけ生産者の経営安定対策

(ア) 放射性物質の影響による出荷自粛や風評被害等により、資金繰りが悪化している原木しいたけ生産者の経営を支援するため、支援金の交付などの経営安定対策を講じること

- (イ) 基準値を超過した原木しいたけ及び指標値を超過したきのこ原木等の処分に要する経費、きのこ原木の確保と新規ホダ木造成に要する経費について、複数年度にわたる全面的な支援を行うこと
- (ウ) 安全・安心な原木しいたけを市場に提供していくための全戸検査等、検査実施に要する経費について、全面的な支援を行うこと
- (エ) 基準値を超過した原木しいたけ及び指標値を超過したきのこ原木等の管理・処分方法を早期に提示すること
- (オ) 出荷制限及び出荷自粛の対象となっていない地域で生産された原木しいたけについても、市場に出荷できない状況等にあることから、この地域に係る損害賠償についても、出荷制限及び出荷自粛の対象地域と同様の内容により賠償するよう、東京電力(株)に対して指導すること

#### ウ 水産物被害等への対応

- (ア) 沿岸地域の焼却施設は災害廃棄物処理等で処理能力に余裕がなく、出荷制限の対象となった水産物の処分が困難なことから、国において処分の受入先をあっせんするとともに、処分に要する経費について全面的な支援を行うこと
- (イ) 検査実施に要する経費について、引き続き、全面的な支援を行うこと

#### エ 風評被害の防止等

- (ア) 牛肉や原木生しいたけなどの農林水産物の安全性について、正確な情報提供やPR活動を行うこと
- (イ) 県、市町村、団体等による風評被害対策の実施に要する経費について、全面的な支援を行うこと

#### オ 放射性物質の影響防止対策

- (ア) 特用林産物及び農産物において、放射性物質の吸収抑制対策技術を早期に確立すること
- (イ) 農林業者が放射性物質の吸収抑制対策に取り組むために必要な予算を確保すること

## カ 農家等に対する損害賠償の確実な実施

- (ア) 原子力損害の判定等に関する中間指針において、本県産の農林水産物を風評被害として賠償対象となる品目に追加するとともに、放射性物質の吸収抑制対策についても賠償対象に加えること
- (イ) 賠償請求月の翌月には賠償金を支払うなど、損害賠償が迅速かつ十分に行われるよう、東京電力㈱に対して指導すること
- (ウ) 損害賠償手続きを進める各県の損害賠償対策協議会の活動に要する経費（弁護士報酬を含む）については、農家等の負担が生じることのないよう措置すること

## 19 被災企業等への支援策の拡充（経済産業省）

沿岸部の多くの事業者が甚大な被害を受け、また内陸部の事業者も深刻な間接被害を受けるなど、県内経済は未曾有の危機に直面していることから、一刻も早い復旧・復興に向け、被災企業に対する助成制度の大幅な拡充・要件緩和や新たな補助制度の創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援策を講じること

特に、企業の既存債務に係るいわゆる二重ローン問題については、その早期解決に向け、既存債務の解消のための国による地域の実情に合わせた積極的な支援を引き続き行うこと

### (1) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の拡充等

商店街などの本格復興には、被災市町村の復興計画が大きく影響するところであり、昨年末をもって被災全市町村の当該計画は策定されたものの、土地のかさ上げや区画整理など事業用地の整備に相当の時間を要することから、当該補助事業について、25年度以降も引き続き継続して事業実施することや相当期間の繰越を認めること

### (2) 小規模事業者への支援策の拡充

零細な小規模事業者が本格的に事業再開するためには、資金面での手厚い支援が必要であるが、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業については、地域の基幹産業や、雇用・経済規模の大きな企業群、我が国経済のサプライチェーン上重要な企業群であることなどが主な要件とされ、小規模事業者が採択され難い状

況にあることから、当該補助事業の要件緩和や、個々の施設・設備整備に係る一定の補助制度創設など、これまでの枠組みにとられない大胆な支援を行うこと

## 20 「産業再生特区」等による産業集積支援（復興庁・経済産業省）

震災からの復興を契機とした強固なものづくり基盤の形成と、世界に展開する足腰の強い産業集積を促進するとともに、被災地における新産業と雇用の創出を図るための対策を講じること

### （1）産業再生特区による産業集積支援

東日本大震災復興特別区域法を活用した産業再生特区について、産業集積区域及び業種の追加にあたっては、被災地の声を十分に反映し、実情に沿った運用をすること

### （2）企業立地に対する支援

被災地間における産業復興の格差が拡大しないよう、新規立地に対する「ふくしま産業復興企業立地補助金」のような被災地向け補助制度の創設、「原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金」の対象地域の拡大、産業再生特区区域における「国内立地補助金」の要件緩和、補助率の引き上げ、補助対象の拡大などの措置を講ずること

また、新たな工業用地整備及び工場用地への光回線等の通信インフラ整備に対する支援措置を創設すること

## 21 いわて三陸国際海洋研究拠点の構築

（内閣府・文部科学省・経済産業省・国土交通省・環境省）

地震・津波により三陸沿岸域の海洋生態系は激変しており、これまでの長年にわたる海洋生態系の知見の蓄積を生かした海洋研究や三陸海域の豊富な海洋資源の活用研究等を通じた海洋生態系の回復、豊かな海洋環境の再生や水産業の復興が重要であることから、被災した研究機関の速やかな復旧について国が全面的な支援を行うとともに、海洋物理、海洋生物、海洋地質、海洋再生可能エネルギー等広範な研究機能や実証試験機能を集積した海洋に関する総合的研究拠点を国が整備すること

## **22 岩手県沿岸地域への国際的防災研究拠点の構築 (文部科学省・国土交通省)**

本災害からの復興、更には、世界で二度と同じ悲しみを繰り返すことなく、人類が自然との共生を図っていくためには、三陸地域をフィールドとし、世界の英知を集めて防災に関する学術的・実践的な研究を行い、その成果の活用・展開と世界へ向けた情報発信を行うとともに、今回の災害の記録・記憶を後世へ正しく継承していくことが重要であることから、これらの取組を総合的に推進していくため、本県に、国際的防災研究拠点を国が整備すること

## **23 国際リニアコライダー（ILC）の誘致 (文部科学省・復興庁・内閣府・経済産業省・国土交通省)**

震災からの真の復興のためには、震災前の状態に戻すだけでなく、東北、そして日本復興の象徴となる取組が求められるが、本県の北上山地が有力な候補地になっている「国際リニアコライダー（ILC）」は、世界最先端の素粒子研究施設であり、これを核として、国内外の研究者が居住する国際学術研究都市の形成と、関連産業の集積等を図ることが真の復興につながることから、ILCの東北誘致を国として正式決定するとともに、誘致に向け必要な調査費を措置すること

## **24 観光復興に向けた支援策の拡充（国土交通省）**

震災や放射性物質による風評の払しょくに向けた国内外への正確な情報の発信、誘客促進のための二次交通の整備など、総合的な支援措置を講じること

## 【要望項目】～省庁別要望事項～

### 【内閣府】

- 1 大規模災害であることを踏まえた被災者生活再建の拡充に対する手厚い補助等の支援
- 2 被災者台帳作成のガイドラインの策定及び財政支援
- 3 大規模災害時において、応援部隊の活動拠点や援助物資の搬出拠点等となる広域防災拠点の整備
- 4 地域防災力向上支援補助事業について、孤立地域以外の避難所、防災拠点への衛星携帯電話の配備や、通話料等に係る経費など、国庫補助対象となる範囲の拡大
- 5 避難場所への階段等の整備や避難所への水、食料等の備蓄に関する財政支援
- 6 国際科学技術研究拠点の形成に係る、復興に向けた国家プロジェクトとしての加速器空洞等関連研究開発施設等の素粒子・エネルギー研究拠点の整備

### 【警察庁】

- 1 県警察官の緊急増員に伴う財政措置
- 2 治安基盤施設の復旧に係る経費について、建築費のほか、用地取得費、設計費等の関連経費についても国庫補助対象となるよう範囲を拡大
- 3 復興のために新たに必要となる交通安全施設等の整備事業に関する財政措置
- 4 警察の災害警備活動に要する経費への支援

### 【消費者庁】

- 1 被災者の生活再建相談に係る専門家派遣の継続

### 【復興庁】

- 1 地方の創意工夫を発揮するための「復興交付金」の柔軟な運用等
  - (1) 被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興が完了するまでの間、復興交付金事業の確実な予算措置を図ること
  - (2) 事業ごとの総交付額を一括して交付するとともに、資材高騰等による事業費の増額に対応できる予算を確保すること
  - (3) 効果促進事業について、その趣旨を踏まえ、地方の創意工夫による復興事業が確実に実施できるよう、柔軟な運用を図ること
  - (4) 復興交付金の交付対象外の復興事業についても、復興が完了するまでの間、「社会資本整備総合交付金（復興）」等により確実な予算措置を図ること
  - (5) 「社会資本整備総合交付金（復興）」に係る地方負担に対する財政措置等について、平成 25 年度以降も、「復興交付金」と同等の財政支援を講じること
  - (6) 被災市町村の事務負担をさらに大きくしないためにも、計画作成に係る事務手続の簡素化等を図ること

### 【総務省】

- 1 被災団体に対する財源措置等の充実
  - (1) 庁公舎、備品等の整備に係る財政措置について  
旧市町村単位等に設置されている支所・出張所の被災に係る復旧に対して財政措置を講じること
  - (2) 将来の本庁舎、支所庁舎建設費用に対する財源措置を講じること

- (3) 津波浸水被害により、公営企業（水道事業、下水道事業）の収支が、長期間にわたって悪化することが見込まれることから、使用料の減免・減収に伴う市町村負担分について、地方交付税措置を講じること
  - (4) 復旧・復興関係の大規模事業実施に伴う前金払いの増等により、資金繰りが逼迫するおそれがあることから、市町村の資金需要に応じ、普通交付税の繰上交付、特別交付税及び震災復興特別交付税の特例交付等の措置を講じること
  - (5) 被災地方公共団体における地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受入経費に係る震災復興特別交付税措置を、派遣期間中継続すること
  - (6) 被災地方公共団体における条例による地方税、使用料・手数料等の減免額及び地方税法の改正等に伴う地方税の減収額に対する震災復興特別交付税措置を当分の間、継続すること
  - (7) 補助対象外となった事業に係る査定設計委託費が多額に上っていることから、震災復興特別交付税措置を講じること。
  - (8) 単独事業として実施する震災関連事業費について、単独災害復旧事業費と同様に、震災復興特別交付税の算定対象とすること。
  - (9) 市町村が実施する放射性物質の検査、検査機器等の整備に要する経費の地方負担分について、震災復興特別交付税の算定対象とすること。
- 2 三陸鉄道の復旧支援
- (1) 三陸鉄道の全線復旧は、平成 26 年 4 月を予定しており、それまでの間引き続き、国庫補助に係る地方自治体負担全額について、震災復興特別交付税による財政支援措置を講じること
  - (2) 長期間の運休により大幅な収支悪化が見込まれる三陸鉄道の維持運営費に対する県及び市町村負担について、地方交付税措置を講じること
- 3 一部事務組合で共同処理している市町村の非常勤職員の公務災害補償について、東日本大震災に伴う想定外の多額の費用に充てる、該当市町村の特別負担額や引き上げられる構成市町村の一般負担額等に対する特別交付税による措置（将来負担見込み分も含め平成 24 年度分で一括措置）
- 4 合併特例債の発行期間（現在は合併後 15 年間）の延長（さらに 5 年の延長）と甚大な被害を受けた公共施設等を合併特例事業として建設した場合の元利償還金の交付税措置の拡充（現在の 70%から災害復旧債並みの 95%に引き上げ）
- 5 被災地の復興計画との整合性を図るため過疎地域自立促進特別措置法の失効期限の延長
- 6 被災地のコミュニティ再生・活性化に向けた地域づくり活動や集会施設（災害復旧の対象となる公民館等を除く全壊地域の仮設集会所、コミュニティセンター、自治会集会所等）の修繕・整備等に対する財政支援
- 7 被災地の通信手段確保への支援  
被災者は、来年度以降も仮設住宅で生活する見込みであることから、被災地の仮設住宅等においてインターネット等の通信手段確保のための無線システム（衛星通信システムや小型の固定無線システム）を次年度以降も継続して国による全面的な支援を講じること
- 8 AM・FMラジオの難聴の解消及びコミュニティ放送局の設立等への支援  
今回の震災では、停電中、被災者が一番入手したい最新情報等を提供したのがAM・FMラジオであり、停電時でも使用できる「災害時のメディア」として改めて注目されたところであるが、県内では、未だAM・FMラジオの難聴地域があることから、災害時において情報収集手段が確保できるよう、AM・FMラジオの難聴を解消するための国による支援を講じること  
また、今回の震災における臨時災害用FM放送局の開局を契機として、コミュニティ放送局を設立しようとする動きがあることから、コミュニティ放送局の設立等に対する国による支援を講じること
- 9 被災地における地上デジタルテレビ放送の受信環境整備への支援  
今後、住民が、東日本大震災津波に起因して住居を地上デジタルテレビ放送が受信でき

ない高台等に移転した場合、受信環境整備に係る必要な経費に対して国による全面的な支援を講じること

また、流出・半壊した既設共聴施設で国費支援を受けて速やかに新設・改修した場合に、工事完了後に戻られる世帯の初期費用（加入費＋接続工事費）に対して次年度以降の国による全面的な支援を講じること

10 被災地のICTを活用した復興への支援

被災市町村等が復興計画等に基づいて実施するICTを活用した復興事業に対する国による支援制度の拡充と次年度以降の継続支援を講じること

11 国庫補助金返納の免除

仮設住宅における光ファイバー等の情報通信基盤について、仮設住宅の撤去の際に、市町村が仮設住宅に設置した情報通信関係設備等を併せて撤去する場合の国庫補助金の返還の免除

12 消防関係

(1) 消防救急無線のデジタル化に係る市町村負担の更なる軽減

(2) 消防団の通信手段確保のための更なる財政支援

(3) 被災地で活動する消防団員の出勤手当等への更なる財政支援

(4) 県や各市町村が震災関連業務を円滑に行うために「被災者支援システム（仮称）」を導入する経費に対する財政支援。

(5) 消防防災施設・設備災害復旧費補助金について平成 2524年度以降も引き続き財政支援

(6) 消防防災施設災害復旧費補助金について、地域の実態に即した機能を確保することができるよう、被災庁舎等の規模を上回る庁舎等建設を可能とする補助要件の緩和

(7) 広域防災拠点で地方が整備する場合の財政支援

(8) 自主防災組織が行う防災活動への財政支援

(9) 避難環境の整備に対する国による全面的な財政支援

【財務省】

- 1 被災した県及び市町村が実施する社会資本整備に対する補助事業、社会資本整備総合交付金等の補助率等の引上げ、補助対象の拡充を含む、被災地の早期復興に向けた「復興枠」としての社会資本整備費の重点投資

【文部科学省】

1 公立学校施設災害復旧費国庫負担法等の対象の拡大

(1) 現在補助対象とされていない教育研修施設や文化・体育施設等も補助対象とすること

(2) 新築移転する必要のある学校施設については、全て国庫補助対象とするとともに、その整備に当たっては、地方の超過負担が生じないように、適切な財政支援措置を講じること

2 被災した幼児児童生徒の就学に対する支援

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金制度を、就学支援を必要とする幼児児童生徒が解消されるまで継続実施すること

3 高校授業料無償化の継続について

高校授業料の無償化については、被災地生徒の就学支援及び保護者の財政的支援の観点からも現行制度を継続するとともに、高等学校等就学支援金に対する平成 22 年度税制改正による扶養控除見直しの影響を最小限に止めること

4 被災地における交流・体験施設の整備等

被災によって親を失った児童生徒を含む被災地の子どもたちが、交流・体験活動等を行うなど、子どもたちの健やかな成長を長期的な支援を行う施設が必要であることから、その整備及び管理運営に要する経費への財政支援

- 5 教職員の確保等
  - 被災地に存する学校の復興及び児童生徒へのきめ細かい教育のための教職員定数の中・長期的な加配措置の継続
- 6 被災児童のための放課後の安全・安心な居場所の確保に対する継続的な全面的財政支援
- 7 被災した高校生及び大学生等を対象とした給付型の奨学金制度の創設
- 8 被災地域の文化財修復に係る国庫支出金制度交付率のかさ上げ及び国庫補助対象外の文化財への交付対象範囲の拡大
- 9 復興事業に伴う埋蔵文化財調査及び文化財保存整備への人的・財政的支援の拡充
- 10 被災地の復興に必要な多額の財源を確保するため、復興期間中については、義務教育費国庫負担金に係る国庫負担率を3分の1から全額負担に拡充
- 11 教員と共に児童生徒の学習面や生活面の諸課題に対応する人材が必要であることから、退職教員や教員免許を有しない経験豊かな社会人等を非常勤職員等として配置する場合に必要な経費に対する財政支援
- 12 被災により心にダメージを受けた児童生徒に対する支援
  - 被災した幼児児童生徒の心のサポートを行うために必要なスクールカウンセラー（臨床心理士）等の派遣等に要する経費への全面的な財政支援を継続すること
- 13 防災教育等を含めた復興教育の取組への支援
  - 実践事例の収集・紹介や地域住民・他地域の学校との交流などの復興教育を展開するために必要な経費に対する財政支援を継続すること
- 14 大学入試センター試験について
  - (1) 大学入試センター試験については、平成24年度試験に引き続き、当面の間、岩手県立釜石高校及び岩手県立大船渡高校を会場として実施すること
  - (2) 大学入試センター試験の検定料について、平成24年度試験に引き続き、当面の間、被災した生徒については全額免除を継続すること
- 15 芸術文化活動への支援
  - 被災地における文化芸術活動の早期復興を図るための取組（巡回公演の実施、芸術家等指導者の派遣、民俗芸能団体の備品修復支援等）に広く活用できる補助金等を措置すること
- 16 学習の成果を生かした地域づくりの推進を目的としている全国生涯学習ネットワークフォーラムについては、今後、被災地において状況を勘案しつつ復興のシンボルとして開催できるよう、継続して実施すること
- 17 国立岩手山青少年交流の家を継続的に国で運営するなど、被災地の青少年の体験研修機会が確保されるよう配慮すること
- 18 日本私立学校振興・共済事業団既往融資資金の免除又は猶予等
- 19 被災した高等教育機関等の再建
  - 国公立大学をはじめとする被災した高等教育機関及び試験研究所の再建・維持存続のため国による全面的な財政支援
- 20 公立大学法人による被災学生への授業料等減免に対する財源措置
  - 公立大学法人が被災学生に対する授業料等の減免を行った場合、県が追加交付する運営費交付金について、平成25年度以降も財源措置を講ずること
- 21 国際科学技術研究拠点の形成
  - (1) 防災に関する学術的・実践的な研究等を総合的に推進するため国際的防災研究拠点の整備
  - (2) 海洋物理、海洋生物、海洋地質等広範な研究機能を集積した海洋に関する総合的研究拠点の整備
  - (3) 加速器空洞等関連研究開発施設等の素粒子・エネルギー研究拠点の整備
- 22 災害に強い新しい社会環境づくり
  - (1) 三陸をフィールドとする再生可能エネルギーの実証試験機関（日本版 EMEC）の設置
  - (2) 三陸の電源確保のための水産業と協調した海洋エネルギー等の研究開発の推進
- 23 知の資産と地域資源を生かした新たな産業の創出支援

- (1) コバルト合金、バイオマス資源を活用した新素材・新エネルギーの研究開発の推進と拠点化
- (2) 農林水産資源を活用した食品系高機能素材の研究開発の推進と拠点化
- (3) JST復興促進センターによる被災地発の科学技術イノベーション創出と科学技術振興を通じた復興支援
- 24 国による環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化等
  - 空間線量率、降下物、水道水、土壌、河川、海洋等に係る環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化や、これらの安全基準等の制定と統一的な運用、測定結果・評価結果の速やかな公表、国民への丁寧な説明について、国の責任による確実な実施
- 26 広域での航空機モニタリング調査の継続実施
  - 森林や農地等を含む県土全域での放射性物質の移動・減衰等状況の把握を目的とした、「汚染状況重点調査地域」指定県における、国による航空機モニタリング調査の定期的な実施
- 27 全国のモニタリングポストの統一運用
  - 自治体が独自に整備した分を含む、全国に設置されているモニタリングポストに係る、国による一元的な測定結果の収集・公表システムの整備とリアルタイムでの運営
- 28 放射線検出問題に対する学校等への支援
  - (1) 児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた対応について、放射性物質汚染対処特措法が施行されたことに伴う、指定地域と指定地域外における対応方法について具体的に明示するとともに、除染等に要する経費については、局所的に線量が高い箇所にかかるものも含め、全面的な財政支援を行うこと
  - (2) 県内学校で十分モニタリングができるような機器（シンチレーションサーベイメーター、積算線量計）の配備及び体制の整備に係る支援
  - (3) 安全・安心な学校給食を提供できるよう、各給食実施者（県、市町村教育委員会）が行う学校給食食材の放射線量を測定する機器の導入等検査体制の整備及び検査運営に要する経費に対し、全面的な財政支援を行うこと
- 29 放射性物質を含む上下水道及び工業用水道の汚泥に係る処分方法の変更や保管、処理場周辺等のモニタリングなど、原子力災害に伴い新たに生じた費用に対して全額国の負担とする財政措置

#### 【厚生労働省】

- 1 医療施設の復旧・復興及び診療継続に対する支援について
  - 被災した医療提供施設における、復旧・復興に向けた施設・設備の整備について、地域医療再生基金の設置期間の延長を図るとともに、柔軟な活用ができる取扱いとすることなど、復興計画期間を通じて十分な財政措置を講じること
- 2 被災地の中核病院に対する医師等の派遣支援について
  - 地域の中核的な医療機関の機能回復に向け、長期的かつ継続的に医師や看護師等の医療スタッフを派遣するための仕組みを構築するとともに、派遣に要する経費の支援を行うこと
- 3 災害拠点病院における備蓄の充実について
  - 災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院において、燃料不足等による物流の停滞があっても医療提供体制を維持できるよう、必要な医薬品、食料品や医療資器材等の備蓄に対し、十分な財政支援を講じること
- 4 災害派遣医療制度の充実について
  - DMA Tの派遣に要する経費に対する国庫補助について、災害救助法が適用されない場合の対象経費を同法が適用される場合と同等に拡充すること
  - また、装備機器の高度化等に対して十分な財政措置を講じること
- 5 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（被災地健康支援事業）の期間の延長について
  - 東日本大震災津波の被災者は応急仮設住宅等での生活の長期化、生活環境の変化等によ

る健康状態の悪化が危惧されるところであり、被災者の健康支援対策についても中長期的な取組が必要となることから、基金の設置期間を延長すること

6 被災児童のこころのケアや生活支援の充実について

被災児童に対するこころのケアや保護者及び養育者等に対する相談支援の継続的な取組ができるよう、安心こども基金等による長期間にわたる財政支援を行うこと

7 母子寡婦福祉資金貸付制度の拡充について

被災により配偶者を失い、経済的に困窮する父子家庭が増加したことから、父子家庭も貸付対象とするとともに、被災したひとり親家庭の負担を軽減するため、全ての貸付を無利子とすること

8 安心こども基金（保育所緊急整備事業）の恒久化について

被災地の復興に向けた保育所整備には相当期間を要し、今年度中の事業実施が困難であることから、保育所整備等の助成事業を平成 25 年度以降も実施できるよう、安心こども基金（保育所緊急整備事業）を恒久的な制度とし、安定した財源の確保を図ること

9 放課後児童クラブの指導員増員に係る支援の充実について

東日本大震災津波の被災児童に対しては、きめ細かな対応が長期にわたり必要となることから、放課後児童クラブの指導員を増員できるよう全額国庫負担による加算を行うこと

10 児童相談所の職員配置に係る支援の充実について

児童相談所においては、通常業務に加え、被災孤児や遺児の養育環境の確保並びに心のケアについて、長期間の支援が必要であるが、現行体制では、職員負担が極めて過重であることから、児童福祉司や児童心理司の職員配置の増員が可能となるよう、財政措置を講ずること

11 高等技能訓練促進費等事業の拡充について

東日本大震災津波により、ひとり親家庭が増加し、さらには就労先の多くが失われたことから、支給対象を父子家庭まで拡大するとともに、平成 24 年度から減額された支給額を従前どおりの額とすること

12 社会福祉施設等の復旧に対する手厚い支援について

災害復旧補助について国庫補助協議の期限及び補助事業の実施期間を延長できるようにするとともに、「原形復旧」の原則を柔軟に適用するなど、被災地の実情に応じた弾力的な運用を図ること

13 被災者に対する心身障害者扶養共済制度の掛金の減免措置に対する財政支援について

被災した心身障害者扶養共済制度加入者の経済的な負担軽減を図るため、本県では独自に掛金の減免措置を講じたところであるが、心身障害者扶養共済制度は全国共通の制度であり、掛金の減免措置により生じる県負担に対して、全額国庫負担による財政支援を行うこと

14 障害者自立支援対策臨時特例基金の期間の延長及び積み増しについて

被災者に対するこころのケアや、被災地における障がい者の自立した地域生活への支援、障がい福祉サービス事業所の安定した運営に向けた支援には、中長期的な取組が必要であることから、これらに係る財源として、基金の設置期間を延長するとともに基金の積み増しを行うこと

15 生活福祉資金貸付制度の貸付原資及び人件費、事務費に対する手厚い支援について

失業給付終了等に伴い、需要の増加が見込まれる生活福祉資金の貸付原資に対する全額国庫負担を継続するとともに、貸付及び償還事務の増大に伴う人件費や事務費に対する財政的な支援を継続して行うこと

16 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）の期間の延長及び積み増しについて

被災者の生活再建に向けた生活支援相談員による相談支援、生活福祉資金の貸付、住居を失った離職者の住宅確保、低所得世帯への就労支援等の取組については、平成 25 年度以降も継続して中長期的に取組む必要があることから、基金の設置期間を延長するとともに、基金の積み増しを行うこと

17 社会福祉施設及び介護保険施設等への継続的な人的支援について

地域や介護保険施設等において、要援護者に対する十分な介護等サービスの提供体制を確保し、被災地の被害状況に対応した継続的かつきめ細やかなケアを行うため、介護等サービスに従事する職員の派遣について継続的な支援を行うこと

18 被災した介護保険施設等の入所者受入れに係る特例措置の継続について

多くの介護保険施設及び老人福祉施設等が壊滅的な被害を受け、未だ全ての施設等が復旧していないことから、被災者の受入れ施設における定員超過利用及び介護報酬算定の特例措置を当分の間継続すること

19 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の期間の延長と積み増しについて

震災の影響により中断した当基金事業を実施するとともに、現在、被災地で展開している被災者支援等の各種取組みを継続して実施していくため、基金の設置期間の延長と積み増しを行うこと

20 被災者に対する介護保険料及び利用料（利用者負担）の減免措置に対する財政支援の継続について

被災地においては未だ雇用等が確保されず経済的基盤を失ったままの被災者がおり、介護保険料及び利用料の支払いが困難になる被災者が多数にのぼると見込まれることから、各保険者が減免措置を継続することができるよう、国の財政支援を当分の間継続すること

21 被災市町村国保の保険料（税）の収入減少分についての十分な財政措置及び保険料（税）・一部負担金減免期間の延長について

このたびの震災による被保険者の所得減や資産の減少に伴う保険料（税）の減収について十分な財政補てんを講じるとともに、保険料（税）及び一部負担金の減免期間の延長を図ること

22 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大及び手厚い支援

（具体例）買取りによる応急仮設住宅に係る維持経費／応急仮設住宅の設備の保守管理及びコミュニティ確保対策のための施設整備（ベンチ、プランター、遊具等）

23 災害救助法に係る事務処理の簡素化

24 応急仮設住宅及び入居者の生活に必要なサービス提供施設の建設に係る全面的な財政措置

25 災害救助法に係る応急修理制度の所得制限の撤廃

26 被災者台帳作成のガイドラインの策定及び財政支援

27 地域の雇用維持・拡大に繋がる支援の拡充

(1) 事業復興型雇用創出事業の要件緩和

平成 23 年 3 月 11 日以降に雇用されたすべての者が対象となるよう再雇用者の制限の廃止及び雇用時期の要件の緩和と事業着手時期の延長

(2) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金による事業期間の延長（震災等緊急雇用対応事業の事業実施期間の延長等）

28 被災した認定職業訓練施設復旧のための来年度以降の財政支援の継続実施

29 被災した市街地・集落の復興（区画整理、集団移転等）に対応した水道施設整備への国庫補助制度の適用及び手厚い特定補助率の適用

【農林水産省】

1 地域の基幹産業である水産業の復旧・復興支援

(1) 漁業と流通・加工業の一体的な再生

① 生産量の回復など水産業の早期復興を図るため、地域に必要な施設等を確実に整備できるよう、現行の高率補助による支援の継続

② 水産業の復興を担う生産者を確保・育成するため、若青年漁業者の育成や新規就業者の確保、漁業・養殖業の経営再開・安定化に向けた支援の継続・強化

③ 水産業再生の中核となる漁協や水産加工協など関係団体の事業推進機能の回復・強化や、防災対策の充実を図るため、移転を含めた事務所の本格的な新設整備への支援

④ 水産業を支える流通・加工業者の事業再開を促進するため、施設等の復旧・整備へ

- の支援を継続するとともに、販路を再度確保するための取組を強力に支援
- ⑤ 漁業生産の再開には、漁船や漁業資材の早期確保が重要であることから、造船メーカー等製造元に対して供給体制の増強を図るよう強く働きかけ
- (2) 漁港等の復旧・整備
    - ① 地域づくりの方向性との整合を図りつつ、津波シミュレーションに基づき地方公共団体が決定した海岸保全施設の新設について、激甚災害指定に伴う特別の財政援助によりかさ上げされた災害復旧事業の補助率と同等の補助率となる補助事業の創設
    - ② 災害復旧事業について、事業期間の延長など更なる要件緩和や柔軟な運用、事務手続の簡素化
    - ③ 海岸保全施設の設計に係る波圧式や粘り強い構造の明確化など設計基準等の早急な見直し
  - (3) 水産業の早期復興に向けた人的支援  
漁港施設等の復旧工事や被災漁業者等への支援を迅速かつ的確に実施するため、国等の関係機関による技術者等の派遣を継続とその増員
- 2 農業・農村の復旧・復興支援
    - (1) 農業生産基盤の早期復旧と新たな農村づくりに向けた支援措置の充実
      - ① 災害復旧事業における計画変更等の要件緩和や、しゅん工認定等の事務手続きの簡素化
      - ② 農地海岸保全施設の復旧に向けた事業の施行に要する測量・設計や用地調査等の費用の全額補助対象
    - (2) 農業・農村の早期復旧・復興に向けた人的支援  
農業生産基盤等の復旧工事や新たな農村づくりに向けた復興事業等を着実に推進するためには、他県職員等の応援が引き続き必要であることから、その調整に向けた支援の継続
  - 3 防潮林等の復旧・整備
    - (1) 防潮林の復旧・整備への支援 防潮林等の復旧・整備  
がれきの撤去後や、海岸保全施設の復旧・整備後でなければ着手することができない防潮林について、平成 25 年度以降についても、引き続き、植栽に係る特別交付税措置
    - (2) 森林組合の機能回復等への支援  
森林・林業再生プランの中核的担い手となる森林組合の、事業推進機能の早期回復・強化を図るため、事務所の整備への支援
  - 4 被災農林漁業者の二重債務問題の解消  
被災農林漁業者等が、不安なく農林漁業の再生に取り組めるよう、既往債務を借り換える際の条件を緩和するなど、二重債務解消のための特別な措置
  - 5 原子力発電所事故による農林水産被害等への対応
    - (1) 畜産農家の経営安定対策等
      - ① 国の責任による肉用牛の放射性物質の全頭検査体制を確立すること
      - ② 検査実施に要する経費の全面的な支援を行うこと
      - ③ 放射性物質による牧草地の汚染に伴い、必要となる代替飼料を十分に確保
      - ④ 牧草地の除染を早期に実施するため、平成 24 年度東日本大震災農業生産対策交付金の予算額を拡大するとともに、全ての除染が終了するまで予算措置の継続
      - ⑤ 原子力発電所事故由来の放射性物質により汚染され利用できなくなった農業系廃棄物の処分について、国が責任をもって、焼却等の最終処理に向けた減容化などの前処理を併せて行う保管施設を整備すること
    - (2) 原木しいたけ生産者の経営安定対策
      - ① 放射性物質の影響による出荷自粛や風評被害等により、資金繰りが悪化している原木しいたけ生産者の経営を支援するため、支援金の交付などの経営安定対策
      - ② 基準値を超過した原木しいたけ及び指標値を超過したきのこ原木等の処分に要する経費、きのこ原木の確保と新規ホダ木造成に要する経費について、複数年度にわたる全面的な支援

- ③ 安全・安心な原木しいたけを市場に提供していくための全戸検査等、検査実施に要する経費について、全面的な支援
- ④ 基準値を超過した原木しいたけ及び指標値を超過したきのこ原木等の管理・処分方法を早期に提示
- ⑤ 出荷制限及び出荷自粛の対象となっていない地域で生産された原木しいたけについても、市場に出荷できない状況等にあることから、この地域に係る損害賠償についても、出荷制限及び出荷自粛の対象地域と同様の内容により賠償するよう、東京電力(株)に対しての指導
- (3) 水産物被害等への対応
  - ① 沿岸地域の焼却施設は災害廃棄物処理等で出荷制限の対象となった水産物の処分が困難なことから、国において処分の受入先をあっせんするとともに、処分に要する経費について全面的な支援
  - ② 検査実施に要する経費について、引き続き、全面的な支援を行うこと
- (4) 風評被害の防止等
  - ① 牛肉や原木生しいたけなどの農林水産物の安全性の正確な情報提供や PR 活動
  - ② 県、市町村、団体等による風評被害対策の実施に要する経費の全面的な支援を行うこと
- (5) 放射性物質の影響防止対策
  - ① 特用林産物及び農産物において、放射性物質の吸収抑制対策技術の早期確立
  - ② 農林業者が放射性物質の吸収抑制対策に取り組むために必要な予算の確保
- (6) 農家等に対する損害賠償の確実な実施
  - ① 原子力損害の判定等に関する中間指針において、本県産の農林水産物を風評被害として賠償対象となる品目に追加するとともに、放射性物質の吸収抑制対策についても賠償対象に加えること
  - ② 賠償請求月の翌月には賠償金を支払うなど、損害賠償が迅速かつ十分に行われるよう、東京電力(株)に対して指導すること
  - ③ 損害賠償手続きを進める各県の損害賠償対策協議会の活動に要する経費（弁護士報酬を含む）については、農家等の負担が生じることのないような措置

#### 【経済産業省】

- 1 県・市町村が実施する災害復旧のための融資制度に対する助成（原資の提供、利子・保証料補給への助成（償還期間の猶予、償還減免））
- 2 設備資金貸付・設備貸与事業の貸付規模の拡大及び貸付条件の緩和（従業員数・無利子）
- 3 中小企業高度化事業の貸付条件の緩和（大企業の出資割合、償還猶予期間の延長及び償還減免）
- 4 中小企業信用保険法の特例措置の改善（特別小口保険の限度額の引き上げ）
- 5 東日本大震災復興緊急保証の適用期限（平成 25 年 3 月 31 日）の延長
- 6 被災した事業協同組合や中小企業グループ等が事業継続に必要な店舗、工場などの建物、設備を再建、補修、購入するための経費を対象とした補助制度の拡充（本年度以降の予算措置、要件の緩和）
- 7 被災中小企業施設・整備支援事業貸付（高度化資金）の貸付原資の増額及び貸倒損失を補填する基金造成額の増額（基金本体からの損失補填を含め柔軟な対応）
- 8 個々の小規模事業者を直接支援する補助制度の創設
- 9 被災した商工会議所及び商工会に対する復興に係る組織体制強化に要する経費に対する補助制度の創設
- 10 事業協同組合や中小企業グループの復興に関する岩手県中小企業団体中央会の支援体制強化に要する経費に対する補助制度の創設
- 11 復旧に要する物資・資材の安定供給、適正な価格の維持、被災地への優先的な配分
- 12 物流インフラ等の事業環境の整備支援（港湾（仙台港、釜石港）の早期復旧、JR 貨物

輸送料及び港湾使用料の免除等)

- 13 沿岸地域の拠点事業所を核とした地域経済の再生支援
  - (1) 事業所再建のために自治体が支出する補助金に対する財政措置
  - (2) 被災地に新規立地する事業所に対する直接的支援措置の創設
- 14 東北地域内で完結する生産体制の構築支援
  - (1) 自動車、半導体関連産業等の既存産業の高度化、新分野への進出及び研究開発拠点設置を目的とした建物・設備の新設・修繕等を行う企業に対する大型設備導入及び人材育成に関する直接的支援措置の創設
  - (2) 被災企業が作成する再建計画に基づく、主としてソフト部分に関する総合的な補助制度の創設
  - (3) 雇用創出のため自治体が負担する新規立地等促進補助金に対する財政措置
  - (4) 国税の減免（投資減税の創設）、及び地方税の減免に対する財政措置
  - (5) 地方税の申告・納期限の延長による地方税収入の減等に伴う地方自治体の減収に対して国の全面的な財政措置
  - (6) 特別法の制定や「ものづくり特区」等の優遇策による産業集積への支援を強化
  - (7) 積極的な円高対策を講じること
- 15 被災企業向けの貸（仮設）工場整備支援
  - (1) 貸（仮設）工場の建設及び使用料等に対する中小企業高度化資金貸付事業の貸付条件の緩和（大企業の出資割合の拡大等）や補助制度等の創設
  - (2) 空き工場を利用して再建する場合の使用料等に対する補助制度の創設
- 16 災害に強い新しい社会環境づくり
  - (1) EV・PHV車のカーシェアリングや再生可能エネルギー活用充電インフラ施設整備など、最先端技術を導入した、都市再生の実践を支援する補助制度の創設
  - (2) 不安定な出力の海洋再生可能エネルギーを東日本全体で平準化する超広域スマートグリッドの整備
- 17 輸出向け工業製品や食品等の放射線量検査証明に係る企業等の負担軽減のための所要の措置及び国内外に向けた確かな情報発信の実施
- 18 貿易円滑化補助事業（輸出品放射線量検査事業）の充実強化及び補助対象検査機関への岩手県内機関の追加（追加公募の実施等）及び地方独立行政法人岩手県工業技術センター等で実施する県内企業の放射性物質検査経費に対する支援
- 19 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援  
本年7月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」では、再生可能エネルギーにより発電された電気を、一定の期間や価格で電気事業者が買い取ることを義務付けているが、風力発電など出力が不安定な電力については、電気事業者が買取を制限することが懸念されることから、系統接続の円滑化に向けた送変電設備の増強のための支援措置を講じること

#### 【国土交通省】

- 1 仮設住宅からの通学や学校の仮設校舎への通学に係る通学路の整備及び輸送手段の整備
- 2 被災者の生活の安定と住宅の再建等への支援  
都市再生機構等の活用による事業実施体制の構築、定期借地権設定等による被災者の住宅確保に向けた対策の充実
- 3 県及び市町村が管理する道路、下水道、公営住宅等の公共土木施設等の復旧に向けた調査設計等に要する費用について、全額国庫負担等の全面的な財政支援
- 4 防潮堤や水門等の大規模施設の公共土木施設の災害復旧等について、設計変更等に係る要件緩和や事務手続きの簡素化、事業期間の延長等の措置
- 5 災害復旧や復興事業に係る資材、燃料、機械の安定的な供給
- 6 下水道などの被災した地方公営企業に係る災害復旧事業及び復興事業に対する更なる

## 財政支援

- 7 被災した下水道施設にかかる起債償還期間の延長
- 8 復興まちづくりの推進に向けた手続の簡素化・要件の緩和
  - (1) 市街地整備に関する手続の簡素化  
防災集団移転事業等の復興整備事業を迅速に行うため国又は地方公共団体が行う開発を許可不要とする等の緩和措置
  - (2) 津波復興拠点整備事業の1市町村あたり対象地区数及び面積要件の緩和
  - (3) 防災集団移転促進事業における土地買取要件の緩和（移転促進区域内の土地の買取を従前の土地利用状況に関わらず補助すること）
- 9 避難ビル建設に係る構造強化や高層化、敷地の共同化のための費用、被災した鉄筋コンクリート建てホテル等の避難ビルとしての活用等に対する全面的な支援
- 10 被災地の復興が完了するまでの間、防災集団移転促進事業や都市再生区画整理事業等の復興事業に対する全面的な財政措置
- 11 東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業以外の復旧・復興事業の許認可等の各種手続の簡素化
- 12 事業用地の円滑な確保に向けた特例措置
  - (1) 所有者不明土地を市町村管理とする特別措置
    - ・ 不明の土地所有者に代わって市町村が次のことを行うことができるよう期間を定め権限を付与すること
      - ①境界を確認し、同意すること
      - ②土地の使用を許可すること
      - ③復興事業等用地として譲渡契約を締結すること
      - ④不法投棄等の権利侵害に対し、排除を命じ、告発すること
      - ⑤管理保全のための境界標、囲障、その他工作物を設置すること
      - ⑥譲渡の対価等土地から生じた果実は、基金等に繰り入れ適正に管理すること
  - (2) 土地収用手続の迅速化等
    - ・ 事業認定に係る事前説明会などの手続の簡素化、あるいは同等の事務を行ったものと認める見なし規定の創設
    - ・ 事業認定要件に関して「公共用地の取得に関する特別措置法」第7条の規定の準用、要件充足の審査については交付申請要件審査等の結果をもって判断すること
    - ・ 収用等手続では「公共用地の取得に関する特別措置法」の規定を準用＝復興に関する事業は特定公共事業と同じく取り扱うこと
- 13 復興事業としての社会資本整備等の促進
  - (1) 三陸沿岸道路、東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の着実な整備促進と県の復興計画期間である平成30年度までの全線開通
  - (2) 湾口防波堤及び静穏度確保のための防波堤等の港湾施設の復旧・整備
  - (3) 久慈港湾口防波堤及び宮古港竜神崎防波堤の前倒し完成の実現
  - (4) 市町村の復興まちづくりと一体となって県が実施する防潮堤、河川堤防等の津波対策施設のかさ上げなどに対する全面的な財政措置
  - (5) 陸前高田市高田松原地区に国営メモリアル公園を整備すること
  - (6) 直轄事業を強力に推進するための体制強化
- 14 「復興枠」等、別枠での予算確保による復興の着実な推進及び地方負担に対する軽減措置
  - (1) 直轄事業の実施に係る地方負担に対する全面的な財政支援又は直轄事業負担金制度の廃止
  - (2) 復興完了までの「復興枠」としての直轄事業の安定した予算の確保
  - (3) 被災地の早期復興に向けた「復興枠」としての社会資本整備費の重点投資を図るとともに、被災した県及び市町村が実施する社会資本整備総合交付金等の交付率等の引上げや補助対象の拡充等を行うこと
  - (4) 港湾海岸の海岸保全施設及び港湾施設の新設について、「復興枠」の対象とすること
- 15 県及び被災市町村の震災復興関連計画の策定や、復興事業の実施等に係る国及び都市再

- 生機構等関係機関による継続した支援の強化
- 16 特定利用斜面保全事業（急傾斜）の補助率の引上げ及び受益者負担金の免除
  - 17 通常砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業の採択要件の緩和（保全人家戸数、事業費、がけ高等）及び受益者負担金の免除
  - 18 物流等の経済的負担を軽減し、早期復興を県内外から支援するため、被災地を往来する車両の高速道路料金の無料化
  - 19 JR山田線・大船渡線の復旧支援
    - (1) 東日本旅客鉄道(株)の過大な負担とならない、かつ、県及び市町村の負担のない国による新たな支援制度を創設すること
    - (2) 市町村が避難路を整備するに当たり、踏切の増設が可能となるよう、特例的な措置を講じること
  - 20 三陸鉄道の復旧支援
    - (1) 三陸鉄道の全線復旧は、平成 26 年 4 月を予定しており、それまでの間、引き続き国庫補助を講じること
    - (2) 長期間の運休により大幅な収支悪化が見込まれる三陸鉄道の維持運営費に対し、財政支援措置を講じること
  - 21 いわて花巻空港と名古屋圏を結ぶ航空路線の維持・拡充
  - 22 被災県訪問に係る放射性物質による風評を払拭し、旅行需要を喚起するため、総合的かつ適切な情報を広く発信するなどの所要の措置を実施
  - 23 被災地域の観光復興に向けた取組を支援するため、被災地までの二次交通の整備など、誘客促進に向けた所要の措置を実施
  - 24 放射性物質を含む汚泥や焼却灰等に係る処分方法の変更や保管、処理場周辺等のモニタリングなど、原子力災害に伴い新たに生じた費用に対して全額国の負担とする財政措置
  - 25 大規模災害時において、応援部隊の活動拠点や援助物資の搬出拠点等となる広域防災拠点の整備

#### 【環境省】

- 1 災害廃棄物の処理に対する支援

不燃系廃棄物の復興資材としての利用を進めて、かかる利用ができないものについては埋立処分等が進むよう、技術的・財源的な支援を行うこと。また、広域処理も含め関係機関等の強力なコーディネートを行うこと
- 2 国立公園施設の早期復旧
  - (1) 直轄事業による事業対象地区の拡大
  - (2) 復旧整備における県・市町村への補助制度の創設
  - (3) 三陸復興国立公園（仮称）の早期実現
- 3 被災者の生活基盤の確保及び被災地域における早期復興を図るため、個人が浄化槽を設置する浄化槽整備事業の助成率の引上げ及び下水道既認可区域内であっても浄化槽整備事業が可能となる制度への見直し
- 4 被災した市町村等の財政負担を軽減するため、浄化槽の維持管理に対する助成制度の創設及び浄化槽整備事業の事務費への人件費の追加等
- 5 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく廃棄物の処理
  - (1) 指定廃棄物について

実効性のある具体的な措置及び詳細な処理スキームを明らかにすること
  - (2) 指定廃棄物以外について
    - ア 原子力災害事故後に処理方法の変更や排ガスなどのモニタリング実施が義務付けられたことにより新たに生じた費用について、全額国の負担とする財政措置を行うこと
    - イ 既存処理施設で処理が困難となっている 8 千 Bq/kg 以下の廃棄物について、早急に処理を進めるための手法を確立するとともに、必要な前処理施設や機器等の整備

- について、財政負担を含めた必要な措置を行うこと
- ウ 市町村等の最終処分場について、維持管理基準の上乗せにより資材等費用負担が増加し、残余容量が当初計画よりも前倒しで減少していることから、資材等安定供給や費用負担、最終処分場の拡張や新設等への財政支援の強化を行うこと
- 6 放射線の影響に係る基準の明確化及び国民への周知  
国民の安全・安心の確保のため、放射線の影響に係るリスクを明確にするとともに、国民へ分かりやすく周知すること
- 7 除染実施計画の審査の迅速な実施  
放射性物質汚染対処特別措置法に基づく市町村の除染実施計画について、策定時及び変更時の審査を迅速に実施すること
- 8 除染実施に係る国補助金の速やかな交付決定等  
放射性物質汚染対処特別措置法に基づく国の補助金について、交付申請後速やかに交付決定をするとともに、現地の状況を考慮し指令前着手を認めること
- 9 土壌及び公共用水域における放射性物質調査の実施  
放射性物質による農林水産物への影響が広範囲に広がっていることから、国から出荷停止等の指示を受けた県の全域を対象として、国が土壌及び公共用水域（土壌、水質、底質等）の調査を実施すること
- 10 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援  
(1) 平成 24 年 10 月から風力発電が環境影響評価法の対象となることから、風力発電事業の円滑な実施に向けて、県内有望地点における事前の環境影響評価を国において実施するとともに、風力発電に適した評価項目の設定や手続き期間の短縮化を図ること

# 平成25年度政府予算提言・要望書

(東日本大震災津波に関する項目を除く)

**【留意事項】**

要望日までの間に、状況に応じ内容を一部修正する可能性がありますので、ご了承ください。

平成24年7月31日

岩手県知事 達増拓也

# 目 次

1	地方の税財源の確保・充実について	1
	(内閣府・総務省・財務省)	
2	デジタル・ディバイドの解消について	3
	(総務省)	
3	JR岩泉線の早期復旧に係る国の全面的な支援について	4
	(国土交通省)	
4	第71回国民体育大会開催に係る支援について	5
	(文部科学省)	
5	新しい公共に係る支援の継続について	7
	(内閣府)	
6	北上川の清流化確保対策について	8
	(総務省・経済産業省・環境省・国土交通省)	
7	地方消費者行政に係る国の財政支援の継続・拡充について	9
	(消費者庁)	
8	地域医療再生のための総合的な政策の確立について	10
	(厚生労働省)	
9	医師確保等人材の育成支援について	11
	(厚生労働省・総務省・文部科学省)	
10	地域医療確保に必要な財政支援の拡充等について	13
	(厚生労働省・総務省)	
11	少子化対策の推進について	14
	(総務省・厚生労働省)	
12	自殺対策の充実について	15
	(内閣府・厚生労働省)	
13	診療報酬の改定について	16
	(厚生労働省)	
14	病院事業に係る地方財政措置拡充について	17
	(総務省)	
15	地方と中国の交流を促進するための環境の整備について	18
	(法務省・外務省)	
16	農林水産業における「担い手育成」と「産地づくり」について	19
	(農林水産省・林野庁・水産庁)	
17	野生鳥獣対策の拡充について	22
	(農林水産省・環境省)	
18	農地・森林・水産基盤の整備及び保全について	23
	(農林水産省・林野庁・水産庁)	
19	農林水産業分野に関する国際貿易交渉等について	26
	(農林水産省・林野庁・水産庁)	
20	道路整備事業の促進について	27
	(財務省・国土交通省)	

21	港湾・海岸整備事業の促進について . . . . .	29
	(財務省・国土交通省)	
22	河川・砂防施設整備事業の促進について . . . . .	30
	(財務省・国土交通省)	
23	ダム建設事業の促進について . . . . .	31
	(財務省・国土交通省)	
24	地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について . . . . .	32
	(財務省・国土交通省)	
25	浄化槽整備事業の推進について . . . . .	34
	(環境省)	
26	農業集落排水施設の災害復旧事業における補助の拡大について . . .	36
	(農林水産省)	
27	高校授業料無償化の継続及び拡充について . . . . .	37
	(文部科学省)	
28	新たな教職員定数改善計画の策定について . . . . .	39
	(文部科学省)	
29	公立学校施設の耐震化推進に係る支援措置の拡充について . . . . .	40
	(文部科学省)	
30	日本列島北部の文化に関する研究機関の設置について . . . . .	41
	(文化庁)	

## 1 地方の税財源の確保・充実について

子育て支援・少子化対策や高齢者福祉の充実、地域経済の活性化など地方の増大する役割に対応し、地方分権改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や偏在性の少ない安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現する必要があります。

### 1 地方税財源の充実強化

#### (1) 国・地方間の税源配分の見直し

地方の増大する役割に対応し、地域主権改革を実現するため、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すこと

その際には、偏在性が少なく安定的な地方税体系を構築できるよう、地方消費税の充実を中心とすること

#### (2) 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税は地域主権を支える重要な基幹税目であり、主要税目の中で、最も偏在度が低い税目ではあるが、それでも一定の偏在性があることから、できるだけ人口に比例的な税収帰属が実現するよう、地方消費税清算金にかかる清算基準の見直しを行うこと

#### (3) 地方税における非課税等特例措置の整理合理化

地方税における非課税等特例措置の更なる整理合理化を進めること

#### (4) 地方における社会保障財源の確保

地方の社会保障財源については、地方単独事業を含めた社会保障全体の経費についての試算を行った上で、国・地方の社会保障全体におけるそれぞれの役割分担に応じて、偏在性の少ない地方消費税の充実など安定的な財源の確保を図ること

## **2 地方一般財源総額の確保と地方財政計画の適正化**

地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること

また、地方財政計画の策定に当たっては、税収を的確に見込むとともに、歳出においても社会保障関係費のみならず、投資単独事業等の地方の財政需要を適切に反映させること

## **3 地域自主戦略交付金の必要額の確保及び自由度の向上**

地域自主戦略交付金の予算については、事業が着実に実施できるよう、必要な総額を確保すること

また、事業の実施にあたっては、補助金適正化法の適用除外とするなど地方公共団体が地域の実情に応じて運用できるよう、より自由度の高い交付金とすること

## 2 デジタル・ディバイドの解消について

地域間のデジタル・ディバイド（情報通信格差）を解消し、国民が等しく情報化の恩恵を享受できる環境を実現するため、ブロードバンドや携帯電話などの情報通信基盤の整備及び利活用の推進を図られるよう要望します。

また、本年3月には、地上デジタル放送へ完全移行しましたが、地上系恒久対策などの受信側対策において、全ての住民が情報の地域間格差なく地上デジタル放送のメリットを享受できるよう、国として必要な対策を講じられるよう要望します。

### 1 通信事業者の設備投資を促進するための支援制度の創設及び拡充

通信事業者が投資に消極的な条件不利地域においても設備投資を促進するため、低利融資、税制優遇措置、債務保証などの支援制度の拡充を図るとともに、通信事業者を事業主体とする補助制度を創設すること

また、中長期的な取組として、ユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、光ファイバなどのブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持管理を対象とすること

### 2 市町村の維持管理運営費等に係る支援制度の創設

公設民営方式により情報通信基盤を整備した市町村の負担を軽減し、その安定的な運営を図るため、維持管理運営費や設備更新費について支援する制度を創設すること

### 3 地上デジタル放送の受信側対策

「新たな難視地区」及び「デジタル化困難共聴施設」の対策について、住民の過重な負担とならないよう現行補助制度を拡充すること

### 3 JR岩泉線の早期復旧に係る国の全面的な支援について

JR岩泉線は、平成22年7月31日の土砂崩壊災害発生以来全線不通となっており、地域住民は、代行マイクロバスによる長時間の乗車等の不便に耐えながらの生活を余儀なくされております。

このような状況の中、この3月に、東日本旅客鉄道株式会社から、鉄道での復旧を断念する旨の方針が示されたところですが、この方針は一方的であり、これまでの地元自治体の要望や地域の切実なる思い、意向に相反するもので、極めて遺憾であります。

急峻な山々に囲まれた交通難所において、JR岩泉線は、安全で確実な公共交通機関として、地域住民の日常生活にとって、また、観光路線として極めて重要な路線であり、しかも、並行する国道340号は、道幅が狭く、急カーブ、急こう配のため、列車と比べて所要時間が長く、特に冬期間は、道路状況が悪化することから、鉄道の代替道路となり得ないものであります。

つきましては、JR岩泉線の早期復旧に向け、次のとおり要望します。

#### 1 東日本旅客鉄道株式会社への法律に基づく指導・助言等の措置

JR岩泉線の早期全線復旧に向け、東日本旅客鉄道株式会社に対し、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の改正法に基づく必要な指導・助言等の措置を講じること

#### 2 東日本旅客鉄道株式会社への鉄道の早期復旧に向けた協議の場の設置指導

鉄道の早期復旧に向けた地元自治体や地域住民との協議の場を設けるよう、東日本旅客鉄道株式会社に対して指導すること

## 4 第71回国民体育大会開催に係る支援について

東日本大震災津波により、国民体育大会（以下「国体」という。）の競技を予定していた県内施設が多数被災したところであり、復興を最重要課題として取り組む中で、市町村や競技団体においてもその施設の整備や競技運営に係る経費の確保、従事する人員の確保が難しい状況となっております。

このような中、県内各市町村及び競技団体では国体開催への意向を示し、さらには全国からも岩手で開催して欲しいという要請をいただいていることを踏まえ、本県では、復興のシンボルとして「新しい岩手型国体」を開催する方針を打ち出したところでありますが、震災からの復旧・復興に最優先で取り組まなければならないことから、国体開催に向けた様々な課題について、ひとつひとつ解決していく必要があります。

つきましては、従来からのご支援に加え、下記の項目について特段のご配慮をお願いします。

### 1 国体運営費への財政支援の拡大

- (1) スポーツ基本法に定める国体の主催者として応分の負担をすること  
特に、本県においては、復旧・復興に最優先で取り組む中で国体を開催することから、特段の配慮を行うこと
- (2) 地方スポーツ振興費補助金の補助対象経費について、円滑な競技会開催に直接必要となる施設整備費及び運営費に係る市町村への補助等も対象とすること

## 2 国体競技施設整備に係る補助制度の創設

県、市町村が行う国体競技開催に向けて必要となる施設整備に対する補助制度を創設するなど、特段の配慮を行うこと

## 3 中央競技団体会場地市町村に対して行う運営支援への補助制度の創設

国体開催に関し、中央競技団体会場地市町村に対して行う運営支援について、円滑な運営が出来るよう中央競技団体への補助制度を創設するなど、特段の配慮を行うこと

## 5 新しい公共に係る支援の継続について

本県では、平成21年度に策定した「いわて県民計画」に掲げる「希望郷いわて」の実現を目指し、地域社会のあらゆる構成主体の総力を結集して地域コミュニティの再生・活性化など地域課題の解決に向け取り組んでおります。これは、「新しい公共」の拡大と定着を目指す国の政策と軌を一にするものであり、今後ともその取組を推進する必要があります。

また、本県は、東日本大震災津波により甚大な被害を受け、被災地の行政機能も大きく損なわれたことから、NPO等の民間非営利団体が公の領域の活動に大きな役割を果たしているものの、運営基盤が脆弱なNPO等が多く、財政面を含めた支援が欠かせない状況にあります。

つきましては、「新しい公共」を担うNPO等に対する支援について、次のとおり要望します。

### 1 新しい公共支援事業の継続または新たなスキームによるNPO支援

平成25年度以降も新しい公共支援事業によるNPO等の支援を継続すること

同事業の継続が困難である場合、新たなスキームによるNPO支援の事業を創設し、NPO等が被災地等で継続的かつ安定的に活動できるよう財政面を含めた支援を行うこと

## 6 北上川の清流化確保対策について

旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁防止対策は、関係5省庁の了解事項に基づき実施されてきたところではありますが、恒久的財源対策、3メートル坑の安全対策等の課題があることから、国の責任における措置を要望します。

### 1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

北上川の清流化対策は、岩手県にとって最重要課題の一つであり、これまで国の補助を受けながら坑廃水の中和処理を行っているが、現行の国庫補助制度は法的根拠がない予算補助であり、恒久的で安定した財政制度を確立すること

また、それまでは現行の補助率3/4を維持し必要な予算を確保するとともに、県負担にかかる特別交付税措置を維持すること

### 2 3メートル坑の安全確保対策

専門家による調査の結果、将来はいずれ崩壊し、坑廃水の漏出のおそれもあるとされた3メートル坑について、国が盤膨れ対策を早急に講じること

### 3 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

赤川の保全水路の対策に万全を期するとともに、北上川まで直轄管理区間を延伸し、国で一元的な管理を行うこと

## 7 地方消費者行政に係る国の財政支援の継続・拡充について

国では平成21年度の消費者庁の発足を契機に平成21～23年度を地方消費者行政強化のための「集中育成・強化期間」とし、具体的支援策として都道府県に「地方消費者行政活性化交付金」及び「地域活性化・生活対策臨時交付金」を交付しました。

都道府県ではこれを活用し、「地方消費者行政活性化基金」を造成して消費生活相談体制の整備をはじめとした県及び市町村の消費者行政の充実・強化に取り組んできたところでありますが、国からの財政措置は平成24年度までとされております。

今後とも、県及び市町村が計画的・継続的に消費生活相談体制を維持・強化していくため、現在の財政措置期間終了後における国の財政支援について、次のとおり要望します。

### 1 地方消費者行政に係る財政支援の継続・拡充

現行の基金事業期間の終了後も、計画的・継続的に地方消費者行政の機能強化を図ることができるよう、財政支援、とりわけ相談員人件費の支援を維持すること

## 8 地域医療再生のための総合的な政策の確立について

今日、地域においては、保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化等を背景として、医師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められていますが、病院勤務医師の不足が一層深刻化しており、まさに「地域医療崩壊」の危機的状況にあります。

については、地域医療の再生のため、次のとおり要望します。

### 1 地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づいた医療に係る基本理念・方針のもと、地方の意見も反映した総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定し、国・地方の役割分担や民間との連携を踏まえて、その実効性のある運用を実現すること

具体的には、臨床研修医の募集に際し、地域枠・診療科枠を設定し、全国的な臨床研修医の配置調整を行うとともに、保険医に対して医師過少地域医療機関への勤務を義務付けるなど、地域別、診療科別の医師の偏在を解消する施策を直ちに実行すること

### 2 地域医療再生の取組に対する支援

平成 21 年度に創設された地域医療再生臨時特例交付金制度について、地域医療再生の取組には継続的に安定した財源が必要であることから、当該交付金により都道府県が設置した地域医療再生基金の積み増しを行うとともに、その用途については、広く自治体の裁量に委ねるなど、地方の実情に応じて地域医療再生に向けた取組をより一層推進することが可能となる自由度の高い恒久的な制度に再構築すること

なお、現在設置している基金の活用については、次期医療計画期間を見通し、その期間の延長を図ること

## 9 医師確保等人材の育成支援について

東日本大震災津波による未曾有の被害により、被災前から医師不足であった当県は、沿岸部をはじめこれまでも増して医師が不足する状況となっています。また、近年の保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化、更には、介護保険制度の導入を背景として、医師、看護師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められている中で、平成 24 年度の診療報酬改定は、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっておりますが、地方の病院における医師確保、救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

このようなことから、保健医療サービス提供の根幹を担う人材の育成支援のため、次のとおり要望します。

### 1 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

地域の医療を確保するため、平成 18 年 8 月の「新医師確保総合対策」、平成 19 年 5 月の「緊急医師確保対策」及び平成 21 年 7 月の「地域の医師確保の観点からの定員増」に係る大学医学部における医師養成数の増を恒久的な措置とすること

### 2 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

本県唯一の医育機関であり、かつ私立大学である岩手医科大学に創設した「地域枠」（県出身者の入試選抜枠）については、国公立大学並みの学費負担で修学できる奨学金を設定するなど、多額の財政負担が生じていることから、地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を更に拡充すること

### **3 特定診療科の医師不足の解消**

地域別、診療科別の医師偏在を解消するため、各都道府県・医療圏ごとに必要な病院勤務医師数を算出するガイドラインを策定し、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を充実させること

### **4 総合医の制度化及び養成**

地域医療を担う医師を育成する観点から、総合医の制度化及び養成について必要な措置を講じること

### **5 勤務医の就業環境の改善及び女性医師の離職防止・就業支援制度に対する財政支援の拡充**

医療クラークの導入支援など、勤務医の就業環境の改善を図るとともに、女性医師の離職防止や就業支援を図る観点から、院内保育の夜間延長に要する経費等に対して更なる支援の拡充を行うこと

## 10 地域医療確保に必要な財政支援の拡充等について

病院勤務医の減少など、地域における医師不足は一層深刻化し、「地域医療崩壊」の危機的な状況にあって、平成24年度の診療報酬改定は、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっておりますが、地方の病院における医療の確保は、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

このようなことから、地域医療確保に必要な財政支援の拡充等について次のとおり要望します。

### 1 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

地域に必要な医療を継続して確保するため、公立病院等の運営に配慮し、更なる地方財政措置の拡充を行うとともに、今後の診療報酬改定にあたっては、更なる評価の充実をすること

### 2 地域医療を支える私立大学に対する財政支援

いわゆる「1県1医大」構想の下、岩手県唯一の医育機関及び医学研究機関としての役割の他、本県の地域医療を支える中核的医療機関、そして医師の養成・派遣機関等としても重要な機能を担っている岩手医科大学に対し、他の国公立大学と同様に、国からの財政支援の充実を図ること

### 3 医療施設の耐震化促進に対する支援

医療施設の耐震整備については、医療施設耐震化臨時特例交付金の創設により拡充されたところであるが、耐震化をさらに推進するため、耐震化整備事業の補助事業とともに恒久的かつ充実した制度を構築すること

## 11 少子化対策の推進について

少子化対策は、市町村が地域住民や関係機関・団体等と連携して取り組む必要があることから、地域の子育て環境づくりへの支援策を一層充実強化するよう、次のとおり要望します。

### 1 妊婦健康診査支援基金による助成事業の恒久的な制度化

子育て支援体制の一層の充実を図るため、妊婦健康診査支援基金により実施している妊婦健康診査公費負担の拡充の助成事業を平成 25 年度以降も継続して行えるよう、恒久的な制度として、安定した財源の確保を図ること

### 2 児童家庭相談機能の充実のための財政支援の拡充

町村における児童家庭相談の機能を充実し、児童虐待防止につなげるため、専任職員を配置できるよう財政支援を拡充すること

### 3 放課後児童クラブに対する財政支援の拡充

放課後児童クラブ設置促進のための支援を充実すること。

また、障がい児を受け入れるクラブに対しては、適切な数の指導員の確保が可能となるよう加算額の増額を図ること

## 12 自殺対策の充実について

自殺対策については、地域自殺対策緊急強化基金の活用により、県・市町村や関係団体において、人材の養成やハイリスク者支援等、地域の実情に沿った取組を推進しているところです。

しかし、自殺対策は、未だ道半ばであり、かつ、今般の東日本大震災津波による自殺者の増加が懸念されることから、今後の継続的、総合的な取組が重要であります。

については、自殺対策を一層推進するため、次のとおり要望します。

### 1 自殺対策に係る恒久的かつ十分な財政措置

自殺対策は、継続的、総合的な取組が重要であることから、平成24年度までの「地域自殺対策緊急強化事業（基金事業）」終了後においても、恒久的かつ十分な財政措置を講ずること

## 13 診療報酬の改定について

平成 24 年 4 月に行われた診療報酬改定において、前回に引き続きプラス改定されたことは一定の評価をするものでありますが、公立病院が厳しい経営環境にありながらも、住民のニーズに対応した適切な医療を提供している実情を十分考慮し、診療報酬の改定に当たっては、次のとおりの評価の充実が図られるよう要望します。

### 1 へき地・救急医療等への評価の充実

へき地医療、高度・特殊・先駆的医療及び救急医療に対応している状況への評価が十分とは言い難い状況であるため、こうした実情を十分考慮すること

### 2 診療機能分担への評価の充実

公立病院等においては、診療機能の分担により地域医療連携(病病・病診連携)を図りながら医療機能体制を提供しているが、開設者が同一である病院間で転院した場合、転院前からの入院日が診療報酬算定の起算日とされていることから、病院毎の入院日を起算日とすること

また、地域医療支援病院の承認要件には、紹介率、逆紹介率が定められているが、開設者が同一である病院等間で紹介等を行った場合においても、これを算定に含めることなどそれぞれの診療機能を評価すること

(要望項目 10-1 に内容重複)

## 14 病院事業に係る地方財政措置拡充について

本県の県立病院事業は、高度医療、精神科等の特殊医療、不採算地区医療などの分野を広く担当しており、地域に必要な医療が継続して確保されるよう、公立病院に対する地方財政措置の拡充を要望します。

### 1 公立病院運営に対する財政措置の拡充

診療報酬の増額によってもなお不足する公立病院運営に対する地方財政措置の拡充を行うこと  
(要望項目 10-1 に内容重複)

### 2 医師の勤務環境改善等に対する財政措置の拡充

医師の確保・定着に向けた勤務環境の改善や住民が安心できる医療提供体制の整備を重点的に進める必要があるとともに、医療のIT化の要請に応え、電子カルテ化や地域連携パスへの対応等を進める必要があることから、こうした経費について適切な財政措置を講じること

### 3 医師確保困難地域に対する財政措置の拡充

平成21年度から医師の勤務環境改善のため医師確保対策について地方財政措置が拡充されたところであるが、本県が実施している県北沿岸など医師確保困難地域の勤務医師への手当加算制度をはじめ、病院勤務医を適切に評価し支援するために必要な処遇改善に対して、適切な財政措置を講じること

## 15 地方と中国の交流を促進するための環境の整備について

東アジア地域における本県産品の取引きの増加等を契機に、中国等の経済人の中で、本県への直接投資やビジネスについての関心が高まっております。

経済のグローバル化がますます進展する中で、地方が自らの発想で独自のネットワークを駆使し、直接、海外との経済交流を推進することは、地方経済のみならず日本全体の経済活性化につながるものと考えております。

こうしたことから、本県では、中国等との経済的・人的交流を頻繁に行い、県内企業との商取引を活発化させるとともに、中国をはじめとする海外の優良企業を主体的・積極的に誘致し、地域産業の振興及び雇用の促進等を図っていきたいと考えていることから、中国の経済人等が本県に来やすく、かつ滞在しやすい環境を整備するため、次のとおり要望します。

### 1 数次有効の日本入国査証（商用目的）の申請要件の緩和等

数次有効の日本入国査証（商用目的）の申請要件の緩和をはじめとした中国国籍者が日本入国査証を申請する際の手続きを簡素化すること

## 16 農林水産業における「担い手育成」と「産地づくり」について

農林水産業の体質強化を図るため、「担い手の育成」と「産地づくり」に関する施策の充実を図るよう要望します。

### 1 農業者戸別所得補償制度の充実・強化

- (1) 農業者戸別所得補償制度を円滑に進めるため、安定した財源を確保するとともに、法制化を含めて恒久的な制度とすること
- (2) 戦略作物の生産性向上への取組や、地域振興作物の生産を支援する産地資金を継続し、現行水準の予算を確保するとともに、農業者の営農計画作成に間に合うよう産地資金の活用計画の承認時期を早めること
- (3) 農業者戸別所得補償制度の推進事業費について、県協議会及び地域協議会の構成機関・団体の人件費に充当できるよう用途を拡大すること

### 2 新規就農者の安定的な確保・育成に向けた総合的な支援の充実

- (1) 新規就農希望者が生産技術や経営能力を早期に習得するためには、先進農家での実践研修が有意義であるので、研修を受け入れる農家を確保するため、受入農家の負担軽減のための支援を行うこと
- (2) 農家の後継者をUターンなどにより確保・育成するため、親元就農する認定就農者については、青年就農給付金（準備型）の支援対象とすること
- (3) 新規就農者の早期経営安定を図るため、生産資材や機械・施設のリース料等の初度的経費について、助成措置を講ずること

### 3 認定農業者に対する支援施策の充実・強化

- (1) 「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」に位置づけられた地域の中心となる経営体においては、農地の集積と農業経営の多角化を早急に進める必要があることから、認定農業者を対象とした機械・施設等の整備を支援すること
- (2) 先進的な農業者の育成と農業経営のさらなる高度化に向け、都道府県等が実施する労務管理や農産物マーケティング等の経営能力の向上を図る教育に対し支援すること

### 4 米需給調整の着実な推進

- (1) 25年産米の生産数量目標の配分等に当たっては、これまで米需給調整に理解・協力し、目標を達成した都道府県に配慮するとともに、東日本大震災津波の被災県が不利とならない算定方法とすること
- (2) ミニマムアクセス米については、主食用米としての流通増加による価格の低下が懸念されることから、主食用米の国内需給に影響を及ぼさない対策を講ずること

### 5 農地転用許可権限の移譲

住民に身近な行政は地方自治体を実施するという地域主権推進の観点から、農地転用許可権限については、国が有している4haを超える農地転用許可権限を、都道府県知事に移譲するとともに、2haを超え4ha以下の農地転用許可に関する国への協議を廃止すること

### 6 森林整備に対する助成制度の拡充

地球温暖化防止に貢献し、低炭素社会に不可欠な森林を持続的に経営していくため、再造林を行う際の森林所有者負担を軽減する、定額助成方式の補助制度を創設すること

また、改正前の森林法に基づき、既に森林施業計画が認定されている森林について、当該計画認定期間中は、造林や間伐等の経費について補助を継続すること

## 7 公共建築物等の木材利用促進に対する助成制度の拡充

公共建築物等木材利用促進法の施行による木材利用の気運の高まりを定着させ、更なる木材の需要拡大を図るため、公共建築物等の木材利用促進に対する助成制度を拡充すること

## 8 森林計画制度実行確保のための支援の充実

森林法改正に伴い、市町村の森林管理に係る業務が大幅に増大することから、執行体制の確保を図るため、市町村等地方公共団体への財政支援を行うこと

## 9 サケ及びアワビ等栽培漁業の安定化・効率化

- (1) サケ増殖事業主体の大半が大津波による甚大な被害を受けたことから、サケ資源を安定的に造成するため、稚魚放流に必要な経費への助成を継続するとともに、近年、回帰尾数が減少している本邦系サケ資源の回復に向けて、国において資源変動要因を解明し、対策を講ずること
- (2) アワビ、ウニ、ヒラメ等種苗生産施設が大津波による甚大な被害を受けたことから、種苗生産を再開し、放流事業が軌道に乗るまでの間、種苗生産施設の整備及び種苗放流に対する支援を継続すること

## 17 野生鳥獣対策の拡充について

野生鳥獣による農林業被害が増加し、さらにはニホンジカによる高山植物の食害や天然林の植生変化などが生じ、生態系への影響も懸念されている状況にあります。

こうした中、岩手県では、現行制度における規制緩和を行い、捕獲数の上積みを促進する取組みを推進しており、特にも、ニホンジカ対策として狩猟期間の延長や捕獲数制限の緩和などを実施してきておりますが、これらの規制緩和だけでは、個体数調整に必要な捕獲目標が達成できない状況にあります。

また、県南部のニホンジカから基準値を超える放射性セシウムが検出されており、狩猟による個体数調整に支障が生じることも懸念されています。

このことから、被害対策はもとより、ニホンジカを始めとする有害鳥獣の個体数管理を主眼に置いた対策の強化が必要であり、著しく増加している野生鳥獣への対策を拡充して実施するため、国における早急な支援等を要望します。

### 1 個体数の適正管理施策の充実強化

ニホンジカ等の適正な個体数管理と野生鳥獣害による被害を低減するため、有害捕獲の強化や新たな捕獲技術開発など、個体数管理に効果のある施策を充実するとともに、集中的な財政支援を行うこと

### 2 鳥獣被害防止総合対策交付金の充実・強化

市町村等が十分な被害対策を講じることができるよう、地域住民に対する意識啓発や市町村域を超えた広域捕獲、捕獲報奨金など、メニューを拡大するとともに交付金の予算を確保すること

## 18 農地・森林・水産基盤の整備及び保全について

食と農林漁業の再生推進本部が平成 23 年 10 月 25 日に決定した「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」が着実に実行され、農林水産業が地域振興の基盤となる産業として確立できるよう、農地・森林・水産基盤の整備及び保全に関する施策の充実を要望します。

### 1 地域ニーズに即した柔軟な事業展開が可能な交付金の予算確保

生産性・市場性の高い産地形成や快適で安全に暮らすことのできる農山漁村を確立するためには、遅れている生産基盤や生活環境施設の加速的整備が必要であることから、「地域自主戦略交付金」と「農山漁村地域整備交付金」について、地域ニーズに的確に応えうる十分な予算を確保すること

また、積雪寒冷地において、適期施工が可能となるよう交付決定前着工を認めること

### 2 食料自給力向上に向けた農業生産基盤整備の推進

(1) 水田整備率が全国平均より 10 ポイント以上も低いなど生産基盤の整備が立ち遅れている本県においては、地域の特性に応じた農業生産基盤整備を加速的に推進する必要があることから、水田の区画整理や排水対策などを行う「戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業」などの農業農村整備対策予算を十分に確保すること

(2) 本県では排水改良の遅れなどにより麦・大豆の平均単収は、東北や主産県を大きく下回っていることから、排水対策が単独で実施でき、地元ニーズも高い「農業体質強化基盤整備促進事業」を平成 25 年度以降も継続すること

- (3) 農業用水の安定供給や効率的な農産物流通を維持していくため、次々と耐用年数を迎える農業水利施設や農道について、適切なストックマネジメントによる計画的な予防保全・補修・更新など長寿命化対策を強化するとともに、地域の水循環の中核を担う中規模（県営事業クラス）のダムや揚水機場等の維持管理に対する支援制度を創設すること
- (4) 施設の長寿命化や農業・農村が有する多面的な機能の維持・増進とともに、農村コミュニティの再生にも寄与していると評価の高い「農地・水保全管理支払交付金」については、本年度から5年間延長されたところであるが、これら効用を将来にわたり継続していくため、本制度を恒久化すること
- (5) 近年、頻発する大地震により土地改良施設の保全管理への影響が顕在化していることから、国有土地改良施設については、国において早急に耐震診断を実施するとともに、その診断結果に基づき必要な保全対策を講じること  
また、小規模なため池等の農業水利施設についても、広域的な緊急点検と点検結果に基づく保全対策に対する支援制度を創設すること

### 3 農村地域における再生可能エネルギーの導入促進

国営土地改良施設への発電施設建設について、現在実施中及び調査中の国営事業地区への積極的な導入検討を進めるとともに、土地改良区等施設管理受託者が実施する国営造成施設への発電施設導入を全面的に支援する制度を創設すること

### 4 県有林の経営改善に向けた支援

- (1) 平成17年度から19年度まで、林業公社支援策として認められていた日本政策金融公庫資金の任意繰上償還の措置について、県有林事業の債務にも適用範囲を拡大のうえ、再開すること
- (2) 県有林事業の債務に係る利子相当額について、林業公社の経営安定化対策として行っている特別交付税措置と同様の措置を講ずること

### 5 目的税の創設による森林の整備・保全

地球温暖化対策の推進に向けて、森林を適切に整備・保全し、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させていくため、目的税を創設し、管理不十分な森林の整備を全額国費で行う制度を早期に構築すること

## 6 松くい虫被害対策の強化

太平洋側における松くい虫被害の北上を阻止するため、大臣命令による防除対策区域を本県内陸先端地域にも拡大するとともに、感染源となる潜在被害木等を駆除するための事業を創設すること

## 19 農林水産業分野に関する国際貿易交渉等について

農林水産業分野に関する国際貿易交渉に当たっては、我が国の農林水産業が健全に発展できる貿易ルールが確立されるよう最善の努力を尽くすよう要望します。

なお、平成 23 年 6 月 23 日、G20 農相会合で採択された「食料価格と農業に関する行動計画」は、我が国が主張してきた食料安全保障や多様な農業の共存の重要性に沿ったものと認識しており、この行動計画に沿って各国が施策を講じるよう、働きかけを行うことを要望します。

特に、関税撤廃が原則である TPP への参加については、広く国民の理解と合意が得られるまで十分な時間をかけて慎重に検討することを要望します。

### 1 交渉に臨む姿勢

WTO 交渉及び EPA 交渉に当たっては、農林水産業の持つ多面的機能の維持・増進、我が国の食料安全保障の確保及び国内における農林水産業の構造改革の取組への影響等を十分に配慮し、我が国の農林水産業が健全に発展できる貿易ルールが確立されるよう最善の努力を尽くすこと

### 2 WTO 交渉

- (1) 農業交渉では、各国の事情に応じた「多様な農業の共存」を基本とし、食料安全保障などの非貿易的関心事項の適切な反映等を内容とする我が国の提案に即し、一律的な上限関税の設定や大幅な関税割当数量の拡大が行われないよう、また、十分な重要品目の数が確保されるよう交渉に当たること

- (2) 林水産物交渉では、有限な天然資源の持続的利用の観点に立ち、各国の実情に応じた品目ごとの柔軟性を確保したルールの確立に向け、林水産物を関税撤廃の対象外とするとともに、水産物の輸入割当制度が堅持されるよう交渉に当たること
- (3) とりわけ、水産物交渉では、水産資源の保存及び持続的利用や漁村の社会資本整備などに資する漁業補助金が、原則禁止とされないよう交渉に当たること

### 3 EPA交渉

EPA交渉では、国内農業はもとより地域経済に対する影響を及ぼさないよう交渉に当たること

特に、日豪EPA交渉において、米、小麦、牛肉、乳製品など我が国の重要品目の関税が撤廃されれば、今後のWTO交渉及び米国、EU等とのEPA交渉への大きな影響が懸念されることから、これら重要品目が関税撤廃の対象から除外されるよう、強い姿勢で交渉に当たること

### 4 TPP交渉

TPP協定は、農林水産分野のみならず、国民生活のあらゆる分野に大きな影響を与えることが予想されることから、国民に対する十分な情報提供を行うとともに、国民各層の意見をしっかりと聞いた上で、国民的議論を行うこと。特に、東本大震災津波からの復興を目指す被災地域の活力をいささかも損なうことのないよう慎重に対処すること

## 20 道路整備事業の促進について

本県は、首都圏の一都三県に匹敵する広大な面積を有しており、移動手段を自動車交通に依存している状況にあります。道路は、県民生活や経済・社会活動を支える最も基礎となる社会基盤のひとつであり、救急医療機関へのアクセスの向上や災害時における救援物資等の輸送の確保、地域間の交流・連携の促進を図るなど、県民の安全で安心な暮らしを守り、活力ある地域社会の形成を図るためには、幹線道路ネットワーク等の整備が必要不可欠であることから、次の事項について、要望します。

### 1 直轄道路等の整備促進

#### (1) 直轄道路の整備促進

内陸における地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支えるため、直轄道路の整備を促進すること

- 一般国道4号の整備促進
- 一般国道46号の整備促進

#### (2) スマートICの整備のための予算の確保

高速道路の利便性を高め、産業振興や地域医療等を支援するスマートICの整備を促進するため、必要な予算を確保すること

### 2 一般国道106号の指定区間編入

「岩手、秋田を結ぶ地域連携軸」を一層強化するため、格子状骨格道路ネットワークを形成する一般国道106号を指定区間に編入し、一般国道46号等と併せ、国で一体的に管理すること

## 21 港湾・海岸整備事業の促進について

県内の産業を支える物流拠点づくりや地域の産業振興に資する観光・交流拠点づくりを推進するとともに、津波被害から県民の生命・財産を守るため、次の項目について要望します。

### 1 直轄港湾・海岸整備事業の促進

産業を支える物流拠点づくりなどを推進するとともに、過去に甚大な被害を受けてきた津波から県民の生命・財産を守るため、直轄港湾事業の事業期間を前倒しのうえ早期完成を図ること

- (1) 久慈港湾口防波堤の整備促進
- (2) 宮古港竜神崎防波堤の整備促進

## 22 河川・砂防施設整備事業の促進について

本県は、河川の整備率が未だに低く、また、地形的・社会的要因から多くの土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所を抱えています。自然災害等に対する県民の不安を軽減し、県民の安全で安心な暮らしを実現するためには、河川改修や砂防施設の整備が必要不可欠であることから、次の事項について、要望します。

### 1 直轄河川改修事業の促進

北上川は沿川に県内の資産の多くが集中しているが、平成14年7月の台風6号や平成19年9月の二度の豪雨等、近年、記録的な大規模出水による被害が相次いで発生していることから、県民が安全で安心できる県土づくりを推進するため、直轄河川改修事業の完成時期が遅れることがないように、引き続き整備促進を図ること

- (1) 一関遊水地事業の促進
- (2) 一般河川改修事業（北上川上流）等の促進

### 2 直轄砂防事業の促進

平成20年6月の岩手・宮城内陸地震により発生した大量の不安定土砂や岩手山の火山活動等により土砂災害の発生が懸念されることから、早急に被害の防止・軽減を図るため、直轄砂防事業の完成時期が遅れることがないように、引き続き整備促進を図ること

- (1) 八幡平山系直轄火山砂防事業の促進
- (2) 栗駒山系直轄特定緊急砂防事業の促進

## 23 ダム建設事業の促進について

洪水から県民の生命・財産を守り、安全で安心な暮らしを実現するため、次の事項について、要望します。

### 1 直轄ダム建設事業の促進

胆沢ダム建設事業は、胆沢川や北上川沿川の洪水被害の軽減、水道用水やかんがい用水の確保、発電等を目的に実施されており、本県の発展や県民の安全で安心な暮らしの実現のために極めて重要であることから、計画どおり平成 25 年度の完成を図ること

### 2 県営ダム建設事業の推進のための予算の確保

ダム建設による洪水被害の防止や水資源の確保などの整備効果を早期に発現させるため、築川ダム等の整備を推進するための予算の確保を図ること

## 24 地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について

平成 24 年度政府予算において、「社会資本整備総合交付金（通常・全国防災）」及び「地域自主戦略交付金」を合わせた本県への公共事業予算の配分額は、対前年度並みの予算が確保されたものの、県民の安全で安心な暮らしを守る防災施設等の整備や、物流を支える幹線道路ネットワークの整備、老朽化した橋梁などの社会資本の維持管理など、本県にとって必要な社会資本を適切に整備し、維持管理していくための予算が十分に確保されていない状況にあります。

つきましては、次の事項について、着実に推進するための予算の確保を要望します。

### 1 道路事業の推進

物流を支える幹線道路ネットワークの整備とともに、広域的な観光や圏域を越える交流・連携の促進、ひとにやさしいまちづくりのための道路の無電柱化、日常生活を支える安全な道づくりなど、一般国道や県道の整備を着実に推進するための予算を確保すること

### 2 河川・砂防事業の推進

近年に家屋等の浸水被害が発生した区域の災害防止や、都市部等における予防的な治水対策、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所などにおける土砂災害対策など、災害に強い県土づくりを着実に推進するための予算を確保すること

### 3 都市基盤整備事業の推進

都市部における円滑な交通を確保し、良好な市街地形成を図るとともに、安全で安心な都市生活と機能的な都市活動を支えるため、盛岡南新都市地区開発整備事業をはじめとする土地区画整理事業や街路事業等の都市基盤施設の整備を着実に推進するための予算を確保すること

### 4 港湾・海岸事業の推進

県内の産業を支える物流拠点や地域の産業振興に資する観光・交流拠点づくりを進めるとともに、過去に甚大な被害を受けてきた津波から県民の生命・財産を守るため、港湾や海岸保全施設の整備を着実に推進するための予算を確保すること

### 5 住宅整備事業の推進

県民の暮らしを守る住宅セーフティネットを確保するため、公営住宅の改善や老朽化した公営住宅の建替などを計画的に推進するための予算を確保すること

### 6 適切な維持管理の推進

老朽化した橋梁、河川・海岸施設、下水道などの社会資本について、良好な状態を維持し、安全性・信頼性の確保を図るため、維持管理計画に基づく適切な維持管理を推進するための予算を確保すること

## 25 浄化槽整備事業の推進について

本県は、中山間地域を多く抱えていることから、健全な水循環を確保するため、生活排水対策として浄化槽の計画的、効率的な整備に取り組んでいますが、浄化槽の普及率は計画の半分程度であり、今後、一層の普及促進が必要となっています。

また、市町村財政は、税収減や地方交付税の落ち込み、福祉負担の増加などにより一段と厳しくなっていることから、浄化槽の更なる整備促進を図るため、次の事項について要望します。

### 1 浄化槽市町村整備推進事業の助成率の引上げ・助成対象経費の拡充及び事業要件の緩和

市町村が設置する浄化槽については、市町村の財政負担軽減を図る観点から、事業の助成率を1／3から、下水道等と同じ1／2に引き上げること

また、助成対象経費である事務費に人件費を追加すること。

さらに、単年度当たりの設置基数要件については、財政的に要件を満たすことが困難であることから廃止すること

### 2 浄化槽設置整備事業（個人設置型）の助成率の引上げ

厳しい財政状況下にある市町村が、独自のかさ上げ補助を実施して浄化槽の普及促進に努めている現状に鑑み、事業の助成率を1／3から1／2に引き上げること

### 3 浄化槽の維持管理に対する公的助成制度の創設

浄化槽が適正に維持管理され、公共用水域の水質保全が図られるよう、法定検査費等の維持管理費について、公的助成制度を創設すること

#### 4 浄化槽施設の災害復旧事業にかかる補助率の引上げ

災害復旧事業の補助率  $1/2$  を、下水道等の公共施設と同じ  $2/3$  に引き上げること

## 26 農業集落排水施設の災害復旧事業における補助の拡大について

東日本大震災津波で被害を受け、特定被災地方公共団体に指定された市町村の農業集落排水施設の補助率は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により、補助率が引き上げられたものの、指定されなかった市町村では、通常補助率がそのまま適用され、多大な負担を強いられております。

農業集落排水施設は現行制度上、下水道等の他の公共施設と比べて補助率が低いことから、市町村の財政負担の軽減を図るとともに、今後の大規模な地震の発生による災害に円滑に対応するため、次の事項について要望します。

### 1 農業集落排水施設の災害復旧事業にかかる補助率の引上げ

農村部の汚水処理を担う農業集落排水施設は、都市部の公共下水道と同様、住民のライフラインとして、重要度の高い公共施設の一つであることから、災害復旧事業の補助率を下水道等の公共施設と同じ2/3に引き上げること

## 27 高校授業料無償化の継続及び拡充について

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の附則において、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。」としていますが、公立高等学校に係る授業料の不徴収制度及び高等学校等就学支援金の支給制度（以下「高校授業料無償化」という。）の見直しに当たっては、現行制度を継続・拡充するよう、次のとおり要望します。

### 1 高校授業料無償化の継続・拡充

高校授業料無償化は、恒久法を制定の上で導入されたものであり、現行制度の改廃は、保護者をはじめ関係者に混乱を生じさせることになる

教育はこれからの日本の将来を担う人材づくりの基礎であり、特に、東日本大震災津波の被災県では、被災者支援や災害復旧活動に最優先で取り組んでいる中、経済的負担が増加することとなれば、教育の機会均等が後退し、また、復興を妨げるおそれがあることから、現行制度を継続すること

また、本県における経済・雇用情勢は依然として厳しい状況にあることから、私立高校においては少なくとも低所得世帯の保護者負担が生じないようにするなど、制度を拡充すること

## 2 公立高等学校授業料不徴収交付金の拡充

現行の制度においては、公立高校の授業料を徴収しないこととされているが、他方、生徒間の負担の公平の観点から特別の事由がある場合には、授業料を徴収することができることとされており、都道府県において授業料の徴収の取り扱いが区々となっている状況である

これは、卒業生及び留年した生徒を公立高等学校授業料不徴収交付金の算定から除いていることが、その原因の一つと考えられることから、公立高校に在学する全生徒を交付金の対象とするよう制度を拡充すること

## 28 新たな教職員定数改善計画の策定について

今日的な教育課題の解決に向けた個に応じたきめ細かな教育を実施するため、また、多様な高校教育等の展開に対応するため、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し実施することを要望します。

### 1 新たな教職員定数改善計画の策定

平成 18 年度以降、義務教育諸学校における教職員定数改善計画の策定が見送られており、新学習指導要領の円滑な実施や個に応じたきめ細やかな指導の実現のため、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し実施すること

また、同様に、高等学校における教職員定数改善計画の策定も見送られており、多様な高校教育等の展開に対応するため、新たな定数改善計画を早期に策定し実施すること

## 29 公立学校施設の耐震化推進に係る支援措置の拡充について

公立学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所となるなど、重要な役割を担っています。このため、学校施設の早期耐震化は喫緊の課題であり、その一層の推進のため、全ての計画事業が実現できるよう、地方財政措置の充実も含め、十分な財政支援措置を講じるよう要望します。

### 1 耐震化事業に対する国庫補助率の嵩上げ措置の拡充

大地震時に倒壊の危険性が高いとされている構造耐震指標(Is 値)0.3未満の建物の補強に係る国庫補助率3分の2の嵩上げ措置を、Is 値 0.3 以上の建物についても拡充すること

さらに、補強が困難でやむを得ず改築する Is値0.3未満の建物に係る国庫補助率2分の1の嵩上げ措置を補強工事と同様に3分の2に引き上げるとともに、嵩上げ対象を Is値0.3以上の建物にも拡大する特例を設けること

また、防災機能強化事業における建築非構造部材の耐震化工事に係る国庫補助率を3分の2に引き上げること

### 2 高等学校施設の耐震化に対する国庫補助の適用

高等学校の耐震化事業も国庫補助対象とするとともに、地震防災対策特別措置法に基づく補助率の嵩上げ措置(補助率2/3)も適用すること

### 3 地方自治体の財政負担の大幅な軽減

全ての耐震補強に係る事業の起債充当率を100%とし、地方の一時的財政負担をなくすこと

## 30 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置について

奥州藤原氏による平泉文化に代表される日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館など、調査研究・資料収集・保存・展示公開等を目的とした総合的な研究拠点施設を、平泉町に設置することを要望します。

### 1 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

日本の古代から中世にかけての移行期にあたる 12 世紀の平泉周辺には、わが国のみならずアジアの歴史研究を進める上で、きわめて重要な遺跡や建造物、美術工芸品などが所在しているが、東北・北海道には、日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館等の研究機関は設置されていない

平成 23 年度に「平泉の文化遺産」が世界遺産に登録され、機運が一層高まっていることから、平泉町に総合的な研究拠点施設を設置すること